

東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領

(第二版)

平成 31 年 4 月

東 京 都

目次

I. [総則]	1
1. 基本情報	4
1.1 目的	4
1.2 利用対象者	4
1.3 対象期間	4
1.4 大会期間中における都の対応	4
1.5 大会期間中に設置される組織	5
1.6 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ	7
1.7 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧	11
II. [治安対策分野]	13
1. 治安対策分野における対処要領の考え方	14
1.1 位置付け	14
1.2 既存計画との関係	15
1.3 想定するリスク（リスクシナリオの検討）	15
2. リスクマネジメント	16
2.1 リスクマネジメント	16
2.2 関係機関との連携	16
2.3 東京 2020 大会の安全安心確保に向けた活動の推進	16
3. 危機管理体制	19
3.1 大会期間中	19
3.2 治安事象発生時	19
4. 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応	22
4.1 治安事象発生時の主たる対応の目安	22
4.2 被害状況等の情報収集	24
4.3 安否情報の収集・提供	25
4.4 現地における連絡・調整	25
4.5 治安維持機関に対する支援の実施	26
4.6 競技会場周辺の観客等の避難措置	28
4.7 国民保護法における緊急処理事態に認定された場合	30
III. [サイバーセキュリティ分野]	31
1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方	32
1.1 位置付け	32
1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）	32
1.3 我が国の取組状況	35
2. サイバーセキュリティインシデント対応体制	36
2.1 現行のインシデント対応体制	36
2.2 大会期間中のインシデント対応体制	38
3. 大会期間中の対応（通常時）	40

3.1 サイバーセキュリティ監視	40
3.2 情報伝達・共有	40
4. 大会期間中の対応（インシデント発生時）	41
4.1 サイバーセキュリティインシデント対応	41
IV. [災害対策分野].....	44
1. 災害対策分野における対処要領の考え方	45
1.1 位置付け	45
1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）	45
2. 災害対策本部体制と役割分担	46
3. 関係機関との連携方針	47
3.1 国	47
3.2 東京 2020 組織委員会	47
3.3 会場所在区市	47
3.4 指定公共機関（ライフライン事業者）	47
4. 大会期間中の対応	48
4.1 初動体制の構築	48
4.2 72 時間に想定される応急対策	51
4.3 会場周辺における観客等の避難措置	54
4.4 タイムライン	56
V. [感染症対策分野].....	69
1. 感染症対策分野における対処要領の考え方	70
1.1 位置付け	70
1.2 危機的事態の定義	71
1.3 危機的事態の判断基準	72
2. 危機管理体制	74
2.1 感染症対策における各組織の役割	74
2.2 大会期間中に設置される組織等	75
2.3 通常時の体制	75
2.4 リスク評価	75
2.5 危機的事態発生時の対応体制	76
3. 東京 2020 大会に向けた取組	78
3.1 大会開催に伴うリスク	78
3.2 課題整理の考え方	79
3.3 危機的事態回避のための課題と対応策（リスクマネジメント）	81
3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策（クライシスマネジメント）	86

I. [総則]

東京都は、開催都市として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)に世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。

また、大会期間中であっても、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期すとともに、安定的な大会運営を脅かす事案への適切な対処が求められる。

そのためには、東京都が定める現行の体制・計画を最大限に活用しながら対応することになるが、一方で、大会期間中は国内外からの多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、現行の取組の充実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となる。

そのため、東京都は、大会時に想定される様々なリスクを洗い出し、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」(以下「本対処要領」という。)を策定した。

本対処要領では、治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の四つの視点から、現行の体制・計画に加え、充実・強化する取組や新たに必要となる取組についての対応方針、活動の主体・内容、国、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「東京 2020 組織委員会」という。)等関係機関との連携について定めることとする。

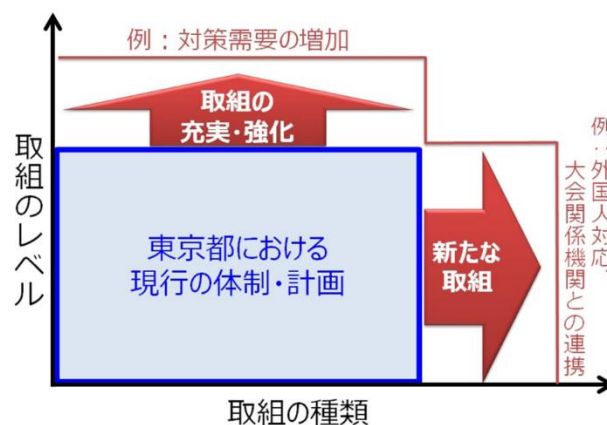


図 現行計画との関係

本対処要領については、今後も事案発生時における関係機関の役割や機能、東京 2020 大会に向けて関係機関が策定する計画との整合性、訓練等を通じて判明した課題等を踏まえ、新たなリスクにも対応できるよう継続的に検証・見直しを図っていく。

<東京 2020 大会に向けて都が策定する他計画との関係>

東京都は、東京 2020 組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催に伴う都民生活への影響の軽減に取り組むために設置する「都市オペレーションセンター」について、運営体制、組織構成、オペレーションの概要を定める「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」を平成 31 年 3 月に公表した。

大会期間中の都市運営と危機的事態への対応については一体的に進める必要があることから、本対処要領に示す内容は、都市オペレーションセンター運営計画との整合性を相互に確保しながら、検証・改善を進めていく。

<本対処要領で用いられる用語>

本対処要領で使用する主な略称について、正式名称や意味等は以下の通りである。

略称	正式名称・意味、役割等
FCC	Functional Coordination Centre の略称。大会時の FA(東京 2020 組織委員会において大会に必要な各業務を担う部署)の業務について、複数の会場にまたがる事案の対応や、各会場のサービス水準の一貫性確保を行うために、各 FA の総括、連絡調整を行う機関
GSCC	Games Security Coordination Centre の略称。全競技会場等の警備指揮監視機能の中核。セキュリティ担当の FCC
VFM	Venue Functional Manager の略称。会場等における FA の責任者
VGM	Venue General Manager の略称。会場チームの統括、FA 間の問題の仲裁、MOC へ上申する案件の判断等を行う。
ラストマイル	競技会場周辺の駅から競技会場入口までの、観客が歩行するルート
ライブサイト	競技会場以外で東京 2020 大会を経験できるよう、大型スクリーン等を設置した競技中継、ステージイベント、競技体験等を実施する場所
パラレルイベント	大会時に会場付近や近郊で開催され、大会運営に影響を与える可能性のある大会とは直接関係しない各種催事

1. 基本情報

1.1 目的

大会期間中における、アスリートや大会関係者、観客、都民の安心・安全の確保、都民生活と社会機能の維持並びに安定的な大会運営を脅かす事案への速やかな対応及び被害軽減を目的とする。

1.2 利用対象者

治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の各分野に主体的に係わる都職員等

1.3 対象期間

本対処要領の対象期間は、平成 32 年 7 月 1 日から同年 9 月 13 日までとする。



1.4 大会期間中における都の対応

(1) 現行の取組の充実・強化

大会期間中には国内外から多数の観客が東京を訪れることに加え、世界からの注目が東京に集まることから、次の取組をはじめ、現行の取組の充実・強化を図る。

(主な取組事例)

- ・ テロをはじめとする治安事象の未然防止(治安対策)
- ・ 国や区市町村など関係機関との情報共有(サイバーセキュリティ)
- ・ 首都直下地震等発生時の都民・訪都者への呼び掛け・情報提供(災害対策)
- ・ 感染症の発生動向の監視・情報の集約及び都民・関係機関への提供(感染症対策) など

(2) 大会時における新たな対応

大会期間中には、選手村をはじめ大会固有の大規模な大会関係施設が設置されるほか、多くの外国人が東京 2020 大会を訪れる。また、東京 2020 大会の役割(経費)分担に関する大枠の合意に基づき、都は、都内会場周辺に関わるセキュリティ対策の役割を担うなど、大会時に必要となる取組を行う。

(主な取組事例)

- ・ テロ等治安事象発生時におけるラストマイル上の観客の安全確保 (治安対策)
- ・ 政府に設置されるサイバーセキュリティ対処調整センターとの連携 (サイバーセキュリティ)
- ・ 首都直下地震等発生時の会場周辺における観客等の避難措置 (災害対策)
- ・ 感染症発生時に迅速・的確な対応をとるための専門家の助言を受けられる体制の確保 (感染症対策)

1.5 大会期間中に設置される組織

既存の組織体制に加えて大会期間中に設置される組織は以下のとおりである。

なお、各分野での対応において新たに設置される組織については、各分野に記載する。

(1) 東京都

① 都市オペレーションセンター(COC)

東京都は、東京2020組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催にともなう都民生活への影響の軽減に取り組むため、「大会運営に係る総合的な連絡調整」「競技会場等周辺対応」という2つの機能を担う都市オペレーションセンターを設置する。

● 大会運営に係る総合的な連絡調整

大会期間中、東京2020組織委員会と緊密な連携体制を構築し、大会運営に係る情報を随時集約するとともに、都庁各局及び関係機関と迅速に共有するなど連絡調整を実施する。

また、都市機能を支える都庁各局及び関係機関と連携し、都市ガス・電気・通信及び上下水道等のライフラインの供給状況や公衆・環境衛生の確保状況等、大会における都市機能の維持に係る都域の各種情報について一元的な集約を行った上で異常が無いか確認する。そして、大会運営に影響を及ぼし得る状況が発生した場合は、関係機関と連携して迅速に対応を行い、大会運営への影響の軽減を図る。

● 競技会場周辺における対応

競技会場周辺において、シティキャスト(都市ボランティア)の配置調整、障害物の除去や路面清掃、Wi-Fi等利便設備の維持管理、パラレルイベントの調整等の取組を実施する。

観客が多く集まる競技会場及びライブサイト周辺を安全に保つため、東京2020組織委員会等関係機関と連携し、観客の大規模な滞留や群衆事故等の発生を防止するとともに、怪我人・急病人の発生や事故・災害等の事案が発生した際には迅速に対応する等、ラストマイルにおけるオペレーションを行う。

② 輸送センター

輸送センターは、大会関係者や観客等の輸送の円滑な実施や、大会輸送の情報を発信して広く理解を得ることを目的に、東京都、東京2020組織委員会、交通事業者等により構成される。

輸送センターの構成と役割は以下のとおりである。

- **需要予測・広報部門**

都市交通全体の把握・管理や交通需要の予測等を行い、都民・観客へ情報提供や平準化の呼びかけ等を行う。

- **大会輸送管理部門**

大会関係者輸送全体の把握・管理を行う。

- **観客誘導部門**

観客輸送全体の把握・管理を行う。

- **インフラ運行等管理部門**

交通事業者等の指令・管制と、道路交通や公共交通機関の運行状況等について情報共有・連絡調整を行う。

(2) **東京 2020 組織委員会**

① **メインオペレーションセンター(MOC)**

大会運営に係る情報を総括し、大会全般の調整業務を行う機関

- **大会運営に関する情報統括**

- ・ 各会場、FCC を通じ、大会運営に関する情報を集約する。
- ・ 外部機関との間で、運営状況を報告・連携する。(国際オリンピック委員会(IOC)/国際パラリンピック委員会(IPC)と調整会議を行うほか、開催都市等にも MOC レポート等で大会の進捗状況を共有)

- **各会場・FCC の権限を超えた問題の調整・解決**

- ・ 複数の会場や FA に関係し、統一的な対応が必要な問題
- ・ 事前に準備した方針や計画に変更を及ぼす問題
- ・ レピュテーションリスク※1のある問題
- ・ 追加的な予算が必要となる問題
- ・ 国際オリンピック委員会(IOC)/国際パラリンピック委員会(IPC)やステークホルダーの日次会議より提議される問題

② **会場チーム**

各競技会場に設置され、競技会場運営を行う組織

各競技会場運営の責任者であるベニューゼネラルマネージャー(VGM)及び、競技会場等で各 FA を所管するベニューファンクショナルマネージャー(VFM)から構成される。

(3) **国**

① **セキュリティ調整センター(仮称)**

大会期間中、内閣官房に設置される組織

※1 大会等に対する否定的な評価や評判が広まることにより、損失が発生するリスクをいう。

関係機関間の必要な活動調整及び情報共有を推進する。重大事案発生時は官邸対策室等による対処に移行する。

② セキュリティ情報センター

平成 29 年 7 月 24 日から大会終了までの間、警察庁に設置される組織
大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関に対し必要な情報を随時提供するとともに、外国治安情報機関等との緊密な連携を図る。

③ サイバーセキュリティ対処調整センター

内閣官房に設置される組織
大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う。

1.6 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ

大会期間中の東京都及び関係機関の連携体制について以下に示す。

(1) 大会期間中の通常時

大会期間中の通常時においては、大会期間中に設置される組織との総合的な連絡調整を都市オペレーションセンターが行う。

都市オペレーションセンターは、危機的事態に備え、常に災害対策本部の運営を担う総務局をはじめとする各局と常に緊密な連携態勢を構築し、危機管理体制の万全を期す。

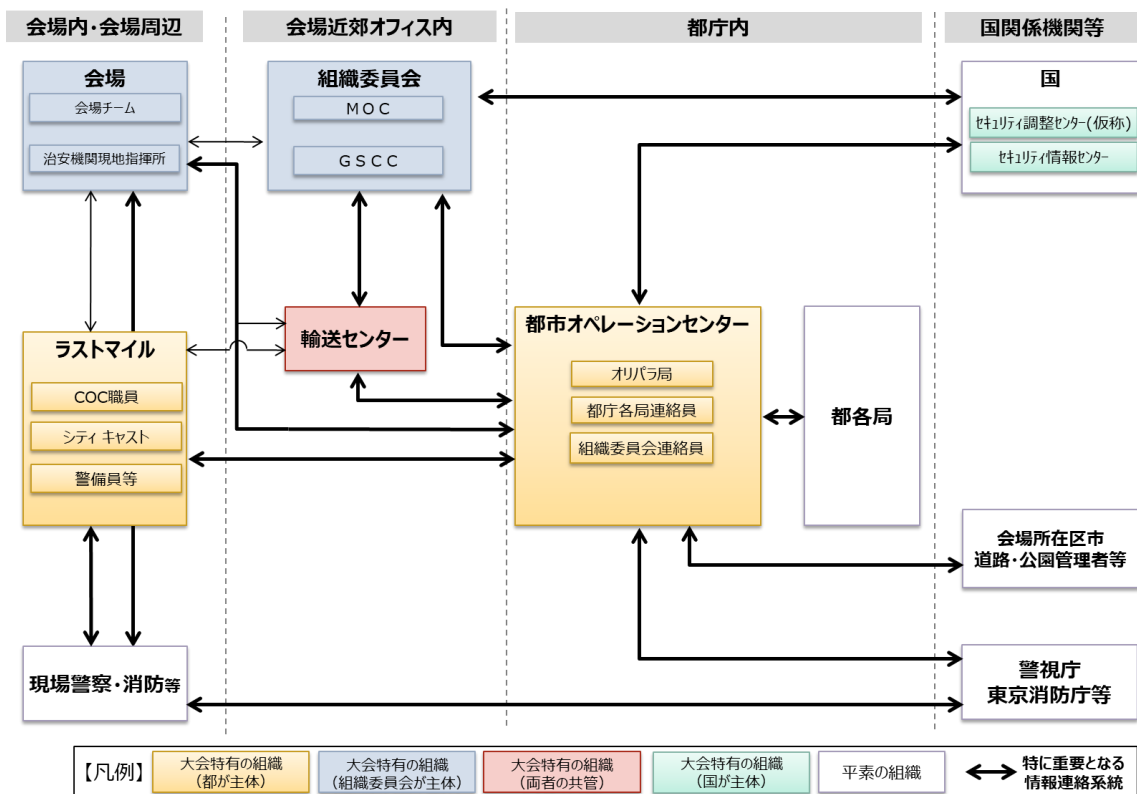


図 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ (通常時)

(2) 大会期間中の危機的事態発生時

大会期間中に発生する各種の事象に対し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を4つの対応レベルに分類する。「CRISIS」の場合や「INCIDENT」において都全体に影響が及ぶ危機的事態が発生し、全庁的な体制等が設置された場合、東京都は次の方針に基づき対応する。

- ・ 都災害対策本部、国民保護対策本部及び都災害対策即応本部等の全庁的な体制（以下「都災害対策本部等」という。）は現行計画に基づく国-東京都-区市町村等関係機関の情報連絡システムを活用し、都城全体の安全・安心の確保を目的とした対応を行う。
- ・ 都市オペレーションセンター(COC)は、都災害対策本部等の一員として、選手や大会関係者、観客等の避難誘導や競技会場等周辺の安全・安心の確保等を目的とした対応を行う。
- ・ テロや災害が発生し、その場に留まることができない場合に備え、観客等の一時的な避難場所をあらかじめ確保するとともに、東京2020組織委員会や警察、消防等関係機関と連携して避難誘導等、現場対応を行う。
- ・ 夏季酷暑対策については、観客への必要な注意喚起を実施するほか、熱中症患者への対応や応急給水の実施等、関係機関と連携し、対応を行う。

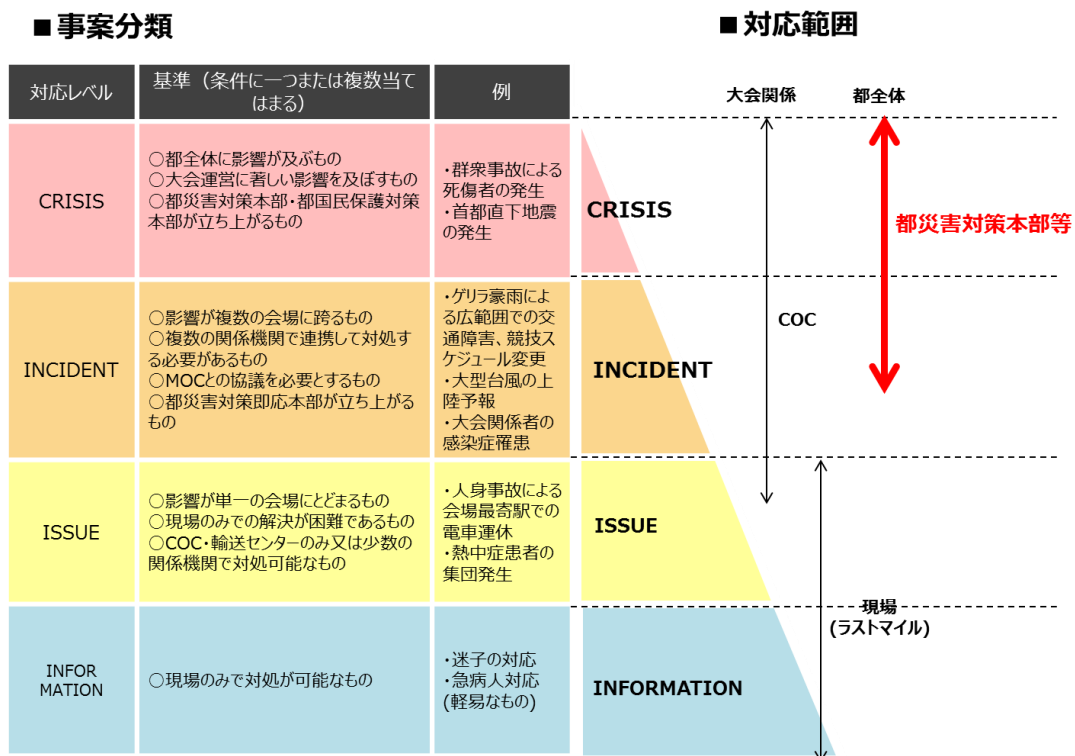


図 都市運営に影響を及ぼしうる事案の分類

表 事案分類ごとの主な事例と都市オペレーションセンターのオペレーション

事案分類	主な事例	オペレーション
INFORMATION [参考情報として共有する事案]	1-1 ラストマイルにおける迷子の発生	迷子の保護、保護者の捜索
	1-2 急病人等の発生	応急救護、119 番通報
	1-3 シティドレッシングの破損	シティドレッシングの補修依頼等
	1-4 外国人等の集団による滞留発生	シティ キャスト・警備員等による道案内、誘導
ISSUE [単一会場及びその周辺へ影響する事案]	2-1 近隣住民からの要望・苦情等 (ラストマイル上でのゴミ散乱等)	住民対応、委託事業者等による清掃対応 代替歩行ルート設定及び観客誘導
	2-2 人身事故による観客利用想定駅での電車運休	代替歩行ルート設定及び観客誘導 代替交通機関の手配、観客の競技会場内待機依頼
	2-3 熱中症患者の集団発生	応急救護、119 番通報 現地における注意喚起の実施
	2-4 倒木等によるラストマイル通行障害	110 番通報、通行規制、障害物の撤去 代替歩行ルート設定及び観客誘導
	2-5 ラストマイル周辺でのぼや・火災の発生	110 番、119 番通報、初期消火、通行規制、 代替歩行ルート設定及び観客誘導
INCIDENT [複数の会場又は関係機関に影響し、大会運営に影響する事案]	3-1 グリラ豪雨に伴う電車運休・競技スケジュール変更	代替歩行ルート設定及び観客誘導 代替交通機関の手配 会場チームとの観客誘導調整(観客の競技会場内待機等)
	3-2 大会関係者の感染症り患	発症者への医療提供 感染拡大防止策の検討・実施 広報対応
	3-3 都内の大規模停電	大会運営への影響把握 電力会社からの停電復旧見込の把握 公共施設や大会関連施設の優先復旧要請 広報対応
	3-4 大型台風の上陸予報	台風の進路・気象予報の確認 事前対策の検討・実施(競技の延期、仮設設備・シティドレッシングの退避、広報等) 上陸後の被害状況の把握、応急復旧 広報対応
CRISIS [大規模災害や多数の死傷者の発生等、大会運営に著しい影響を及ぼす事案]	4-1 群衆事故による死傷者の発生	110 番、119 番通報 ラストマイル上での被害状況・対応状況の確認 大会運営への影響把握 対応方針の検討(競技会場内待機、代替歩行ルート設定、観客誘導、代替交通機関の手配等) 再発防止策の実施、雑踏警備の強化 広報対応
	4-2 大会期間中の首都直下地震発生	競技会場内外の被害状況・支援ニーズの把握 都災害対策本部との連絡・調整(競技会場内及びラストマイル上の対応に関わる都庁各局への支援要請等) 東京 DMAT(災害派遣医療チーム)派遣、競技会場内での医療支援 夏季酷暑対策(熱中症患者救護、応急給水) 外国人対応(多言語による情報伝達、大使館との連絡調整等) 広報対応

表 全庁的な体制等の設置基準（例示）

	設置基準	設置者
都災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 都の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるとき（東京都地域防災計画） 首都直下地震等が発生し知事が必要と認めるとき、または夜間休日等の勤務時間外に震度6弱の地震が発生したとき（首都直下地震等対処要領） 	都知事
都国民保護対策本部	政府による事態認定が有り、本部設置指定の通知があった場合（東京都国民保護計画）	都知事
都新型コロナウイルス等対策本部	新型コロナウイルス等対策特別特措法により政府対策本部が設置されたとき（東京都新型コロナウイルス等対策行動計画）	都知事
都災害即応対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき（東京都災害即応対策本部設置要綱） 	危機管理監

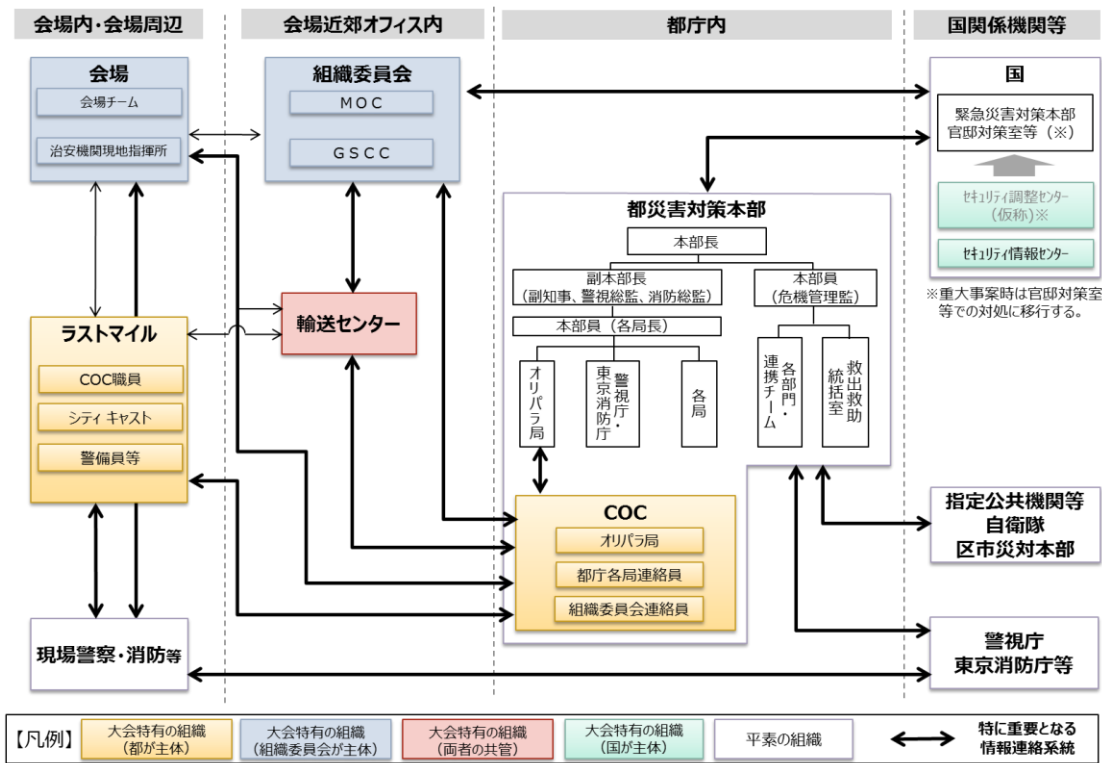


図 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ

（危機的事態発生時：都災害対策本部が設置された場合）

1.7 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧

<都内競技会場>

会場名		所在自治体	観客利用想定駅
1	オリンピックスタジアム	新宿区	青山一丁目駅 外苑前駅 国立競技場駅 信濃町駅 千駄ヶ谷駅 北参道駅
2	東京体育館	渋谷区	国立競技場駅 千駄ヶ谷駅
3	国立代々木競技場	渋谷区	原宿駅 明治神宮前駅
4	日本武道館	千代田区	九段下駅 竹橋駅 (退場)
5	皇居外苑	千代田区	※調整中
6	東京国際フォーラム	千代田区	有楽町駅
7	国技館	墨田区	両国駅(JR) 両国駅(都営)
8	馬事公苑	世田谷区	用賀駅(シャトルバス利用) 経堂駅 桜新町 駅 千歳船橋駅
9	武蔵野の森総合スポーツプラザ	府中市、調布 市、三鷹市	飛田給駅
10	東京スタジアム	調布市	飛田給駅 西調布駅
11	武蔵野の森公園	調布市	多磨駅
12	有明アリーナ	江東区	豊洲駅 東雲駅 (退場) 新豊洲駅
13	有明体操競技場	江東区	国際展示場駅 有明テニスの森駅
14	有明アーバンスポーツパーク	江東区	国際展示場駅 有明テニスの森駅
15	有明テニスの森	江東区	国際展示場駅
16	お台場海浜公園	港区	東京テレポート駅 台場駅(入場) お台場海 浜公園駅(退場)
17	潮風公園	品川区	東京テレポート駅 台場駅
18	青海アーバンスポーツパーク	江東区	東京テレポート駅 船の科学館駅
19	大井ホッケー競技場	品川・大田区	大井競馬場前駅
20	海の森クロスカントリーコース	—	東京テレポート駅(シャトルバス利用)
21	海の森水上競技場	—	東京テレポート駅(シャトルバス利用) 新木場 駅(シャトルバス利用)
22	カヌー・スラロームセンター	江戸川区	葛西臨海公園駅
23	夢の島公園アーチェリー会場	江東区	新木場駅
24	東京アクアティクスセンター	江東区	辰巳駅 潮見駅 (退場)
25	東京辰巳国際水泳場	江東区	辰巳駅 新木場駅 (退場)

<ライブサイト>

区分	ライブサイト	所在自治体
東京 2020 ライブサイト	都立代々木公園	渋谷区
	都立井の頭恩賜公園	三鷹市
ターミナル駅周辺東京 2020 ライブサイト	高輪ゲートウェイ駅前用地	港区
	池袋西口公園	豊島区
	東京都庁舎	新宿区
都のパブリックビューイングを核とする 盛り上げ会場	都立日比谷公園	千代田区
	都立上野恩賜公園	台東区
	(オリ) 首都大学東京 南大沢キャンパス周辺	八王子市
	(パラ) 調布駅前広場周辺	調布市
組織委員会が中心となって展開する 盛り上げエリア	臨海部(青海・有明地区等)	—

<大会運営に関わる主な拠点>

拠点	所在自治体	拠点の位置づけ
選手村	中央区	大会期間中、アスリートや関係者が宿泊
東京ビッグサイト	江東区	国際放送センター(IBC)、メインプレスセンター(MPC)を設置
会場近郊オフィス	—	組織委員会メインオペレーションセンター(MOC)、輸送センター等を設置
都庁	新宿区	大会期間中の都市運営を担う都市オペレーションセンター(COC)を設置

II. [治安対策分野]

1. 治安対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領(治安対策分野)は、東京 2020 大会の準備及び開催期間中の治安対策として、警察等治安維持機関(以下「治安維持機関」という。)への迅速かつ適切な支援を実施できるよう、想定される治安事象、危機管理体制の構築、関係機関との連携の在り方について定めるものである。

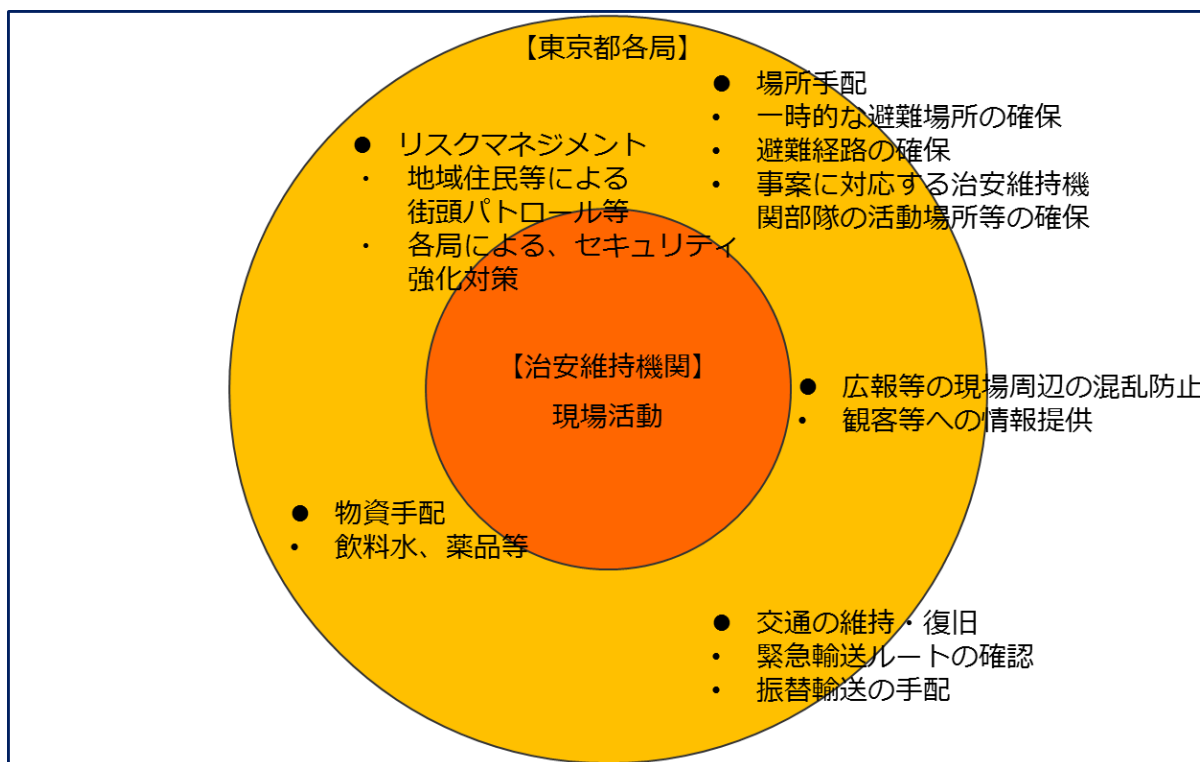


図 治安維持機関を支える外周的部分の活動

1.2 既存計画との関係

- 本対処要領(治安対策分野)では、治安対策に関する既存計画の活用を前提とし、①多数の来日外国人・訪都者への対応、②東京2020組織委員会との連携という大会特有の事由への対応について定める。
- 各局は、緊急時に備え、体制等を整えておくとともに、保有する各計画、要領、規則等に従い、迅速に対応できるよう情報収集に努める。

1.3 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

- 本対処要領(治安対策分野)において、大会開催に伴う社会特性や脅威の変化を想定し、人命安全・都政運営・大会継続に悪影響を及ぼす原因事象を抽出・整理した。
- 本対処要領(治安対策分野)では、抽出・整理した原因事象のうち、
 - ① 競技会場(大会関連施設を含む。)、大規模集客施設、駅、繁華街におけるテロ等(予告を含む)
 - ② ラストマイルにおける観客等の滞留・混雑・混乱に起因する雑踏事故などについて、発生を未然に防止するリスクマネジメントの実施及び発生した場合のクライシスマネジメントの実施について記載する。

2. リスクマネジメント

2.1 リスクマネジメント

東京都は、東京 2020 大会の安全な開催に向け、テロ等の治安事象の発生を未然に防ぐため、関係各局、区市町村、住民、事業者等官民一体となって都域内の安全安心の構築に努める。

なお、大会期間中、テロ等の治安事象が発生した場合、関係各局は速やかに次章「3.危機管理体制」に則ったクライシス・マネジメントを関係機関と連携して実施する。

2.2 関係機関との連携

【都民安全推進本部、区市町村、警視庁】

- 東京 2020 大会の安全な開催に向け、住民、事業者、民間防犯防災活動団体との連携体制を構築するとともに、街頭におけるパトロールをはじめとする「官民一体となった活動」に対する都民の理解と協力を依頼するとともに、不審者や不審物を発見した場合の速やかな通報を依頼する。

【関係局、区市町村、警視庁】

- テロ対策東京パートナーシップ等を通じて、関係機関や民間事業者、地域住民相互がテロ未然防止又はテロ発生時の被害拡大防止に向け緊密に連携する。

2.3 東京 2020 大会の安全・安心の確保に向けた活動の推進

【各局、区市町村】

- 各局及び区市町村は、保有する施設に対するテロ等の不法行為を防止するため、職員に対して不審者や不審物の発見、通報に関する教育・訓練を実施するとともに、定期的な施設点検に努める。

【都民安全推進本部】

- 地域の防犯意識を高めるため、「日常生活で、街の様子にいつもと違う点がないか、よく見る」ことや、発見した場合の速やかな 110 番通報を、都民、事業者に広く働きかけるとともに、民間防犯防災活動団体に対して、普段の活動にテロ未然防止の視点を加えるよう依頼する。（「地域の安全点検」）
- 「地域の安全点検」を広く周知するため、警察署、区市町村等と協働し、
 - ・街頭イベントやキャンペーンの実施
 - ・都民安全推進本部員による、民間防犯防災活動団体、事業者に対する出前講話の実施
 - ・街頭パトロールの同行
 - ・共同訓練

などを実施する。

【病院経営本部】

- 各病院において、警備員の巡回強化、設置済みの防犯カメラの有効活用等により、警備の強化対策を行う。
- 広尾病院、墨東病院、多摩総合医療センターでNBC災害に的確に対応するための患者受入れ訓練を実施するとともに、他の都立病院においても、防護や除染等に必要な資器材の拡充を図る。

【建設局】

- 東京2020大会での利用が見込まれる都立公園(日比谷公園、代々木公園、葛西臨海公園、井の頭恩賜公園)への防犯カメラ設置により、犯罪発生を防止し、大会時の安全を確保するとともに、都民の体感治安を向上させる。

【港湾局】

- 東京港管理事務所における対策
船客待合所等への防犯カメラの設置等による防犯対策を行う。
- 調布飛行場管理事務所における対策
 - ・テロ及びハイジャック発生を想定した訓練を実施し、警察機関と連携して職員の対応力強化を図る。
 - ・監視カメラの追加設置による警備の強化対策を行う。
 - ・飛行場用地入口に警備員を配置して警備の強化を行う。
- ゆりかもめにおける対策
 - ・テロ発生時の対応方法や連絡体制に関する鉄道テロへの対応マニュアル研修の実施、マニュアルの適宜更新並びにテロ事件、テロ予告の発生を想定した情報連絡訓練の実施により社員の対応力強化を図る。
 - ・警備員の増強・巡回強化及び係員による駅構内点検の強化を図る。
 - ・案内表示器及び駅構内・車内放送にて、旅客へ不審な行動・不審物等の発見に係る協力要請を行う。
 - ・監視カメラによる駅構内点検の頻度を増やし、監視強化を図る。
 - ・車両に設置済みの防犯カメラの有効活用により、警備の強化対策を行う。
 - ・警察の警備診断の助言に基づく本社監視カメラの見直しを行い、警備強化を図る。

【交通局】

- 警視庁の「非常時映像伝送システム」を導入し、テロ等発生時の警察の初動体制を強化(H30.4.1 運用開始)
- 駅構内監視カメラの増設、地下鉄車内防犯カメラの設置により、テロをはじめとする各種犯罪の抑止を図る。
- 長期継続契約の締結により、警備員の人材を確保している。
- 警察や消防と連携した訓練を継続して実施し、職員の対応力強化を図る。

【水道局】

- 「テロ等対応の手引き」の策定(テロ事案が発生した場合の局職員の具体的な行動をまとめた手引きの策定)により、発生時の迅速かつ的確な対応を図る。
- 局浄水場におけるセキュリティ強化(周囲柵の嵩上げ、浄水場外周をカバーする監視カメラの増設、24時間体制の巡回警備、巡回警備経路・時間のランダム化、厳格な来場者の入退場管理、視察、見学、パンフレット表記の制限など)により、総合的な警備対策を実施している。
- 局重要施設におけるテロ発生を想定し、警察・消防と連携したテロ対処訓練を毎年度実施し、職員の対応力強化を図る。
- 「東京都水道局テロ対策パートナーシップ」(浄水場周辺の住民で組織する各団体と、不審者や不審車両発見時の通報をお願いする覚書を締結し、「わが町の浄水場」として親近感を持って施設を見守っていただく取組)を創設し、住民と連携した対策を行っている。

- 局が取り組むテロ対策について、局研修等で周知し、職員の対応力向上を図る。

3. 危機管理体制

3.1 大会期間中

- 各局及び治安維持機関は、都市オペレーションセンターと緊密な連携体制を維持する。
- 東京都の体制と関係機関との連携は、下記の図による。

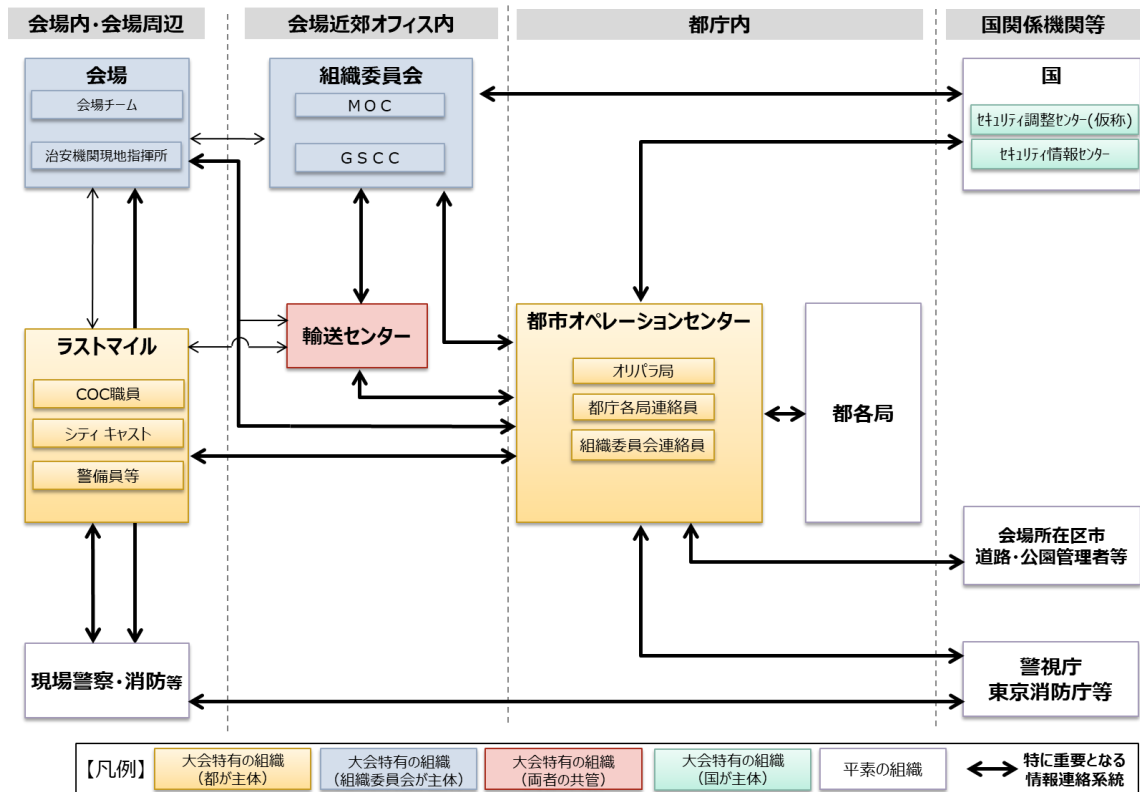


図 東京都各組織と関係機関との連携イメージ (通常時)

3.2 治安事象発生時

(1) 庁内体制

- 大会期間中に発生する各種の治安事象に対し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を次のとおり4つに分類し、本対処要領(治安対策分野)では、INCIDENT および CRISIS に対応する。
- 都市オペレーションセンターは、必要に応じて各局に職員の派遣を要請する。

■ 事案分類

■ 対処要領（治安対策分野）での対応範囲

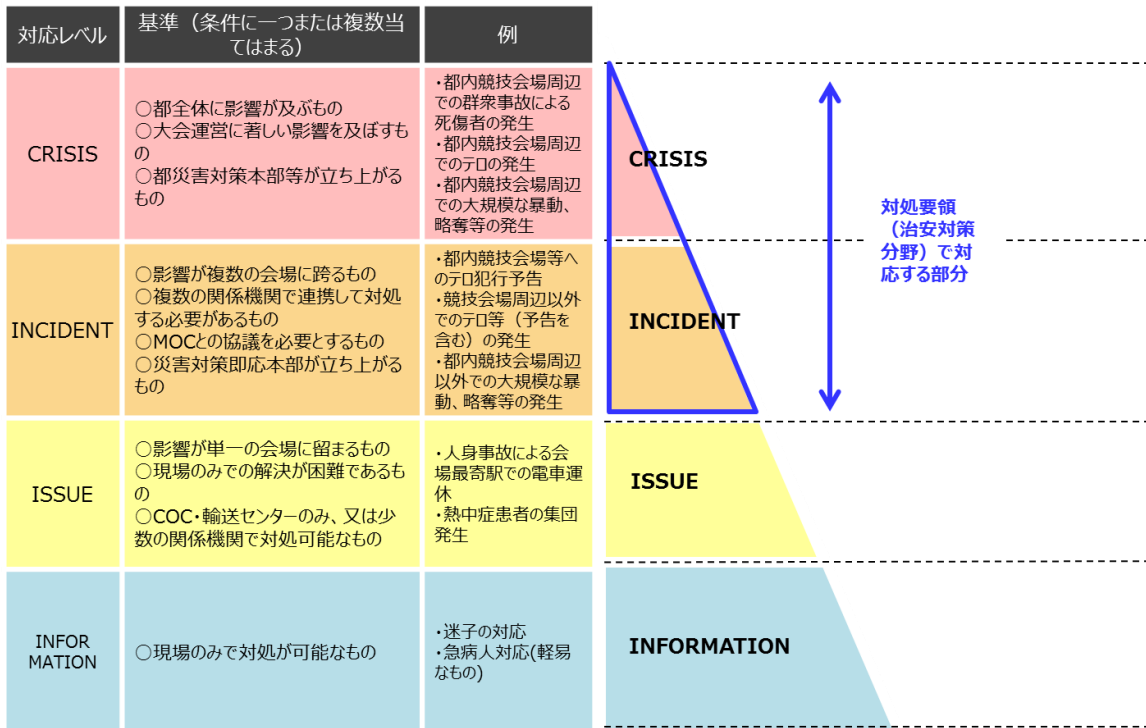


図 事案分類

- 治安事象の発生によって、都国民保護対策本部が設置された場合、関係機関との連携は下記の図による。

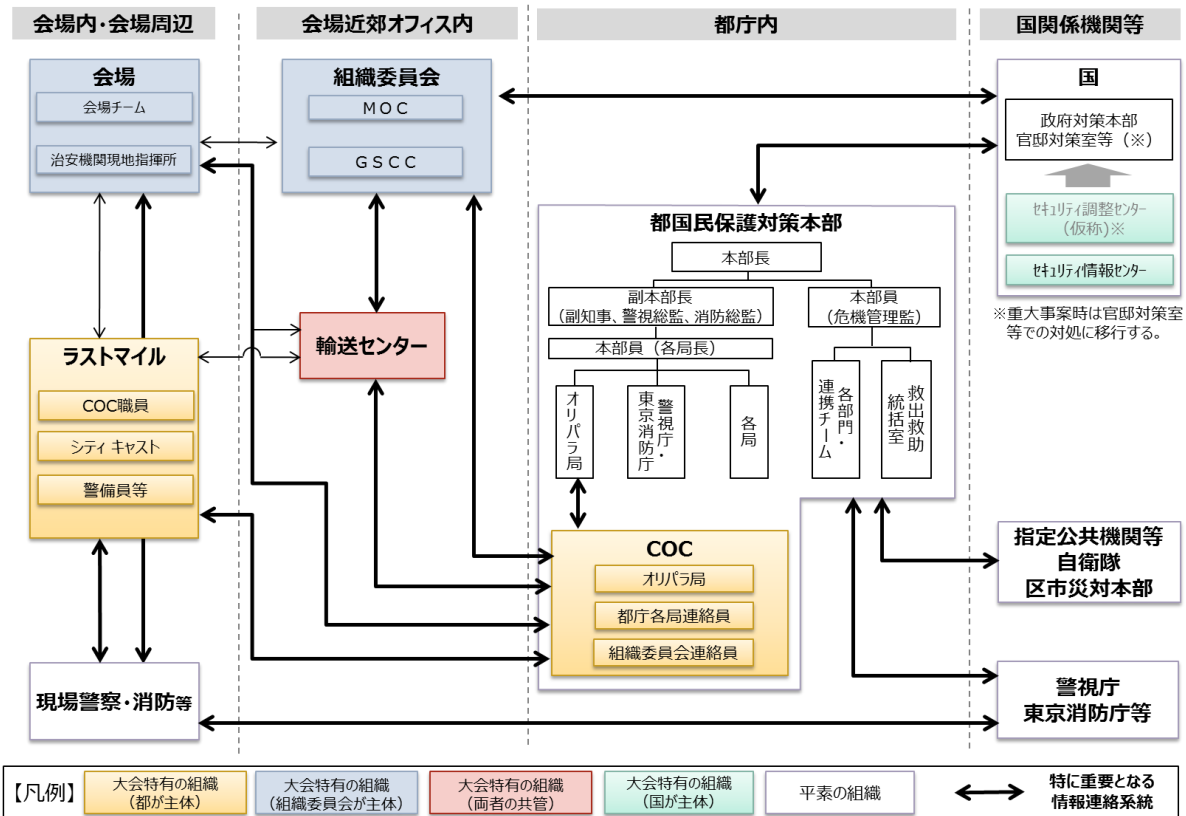


図 東京都各組織と関係機関との連携イメージ（都国民保護対策本部設置時）

(2) 情報共有

- 都市オペレーションセンターは、治安維持機関等から大会開催及び継続に支障をきたす治安事象の発生の連絡を受けた場合又は自ら治安事象を確認した場合は、前項に示す事案分類に基づき、大会運営に関する事項および事案の対応に関する事項について、関係機関・各局と情報共有を行う。
- 各局は、業務の範囲内において、治安事象の発生により東京 2020 大会に影響を及ぼし得る状況を把握した場合は、都市オペレーションセンターに報告する。

(3) 治安維持機関への支援

- 都市オペレーションセンターは、大会運営に関する事項について、治安維持機関から支援の要請を受けた場合は、関係機関・各局と調整し、連携して対応に当たる。
- 支援の詳細、主体については、次章の「4.大会期間中の治安事象に対する具体的な対応」で定める。

4. 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応

4.1 治安事象発生時の主たる対応の目安

治安事象が発生した場合の主な対応と対応開始時期の目安は、下記の図のとおりである。

※ ただし、レベルは一応の目安であることから、状況を踏まえ、常に上位レベルの対応の必要性を視野に入れて判断する。



図 治安事象に対する具体的な対応（イメージ）（凡例）

① 事案分類「INCIDENT」の治安事象が発生した場合



図 事案分類「INCIDENT」に対する具体的な対応（イメージ）

② 事案分類「CRISIS」の治安事象が発生した場合

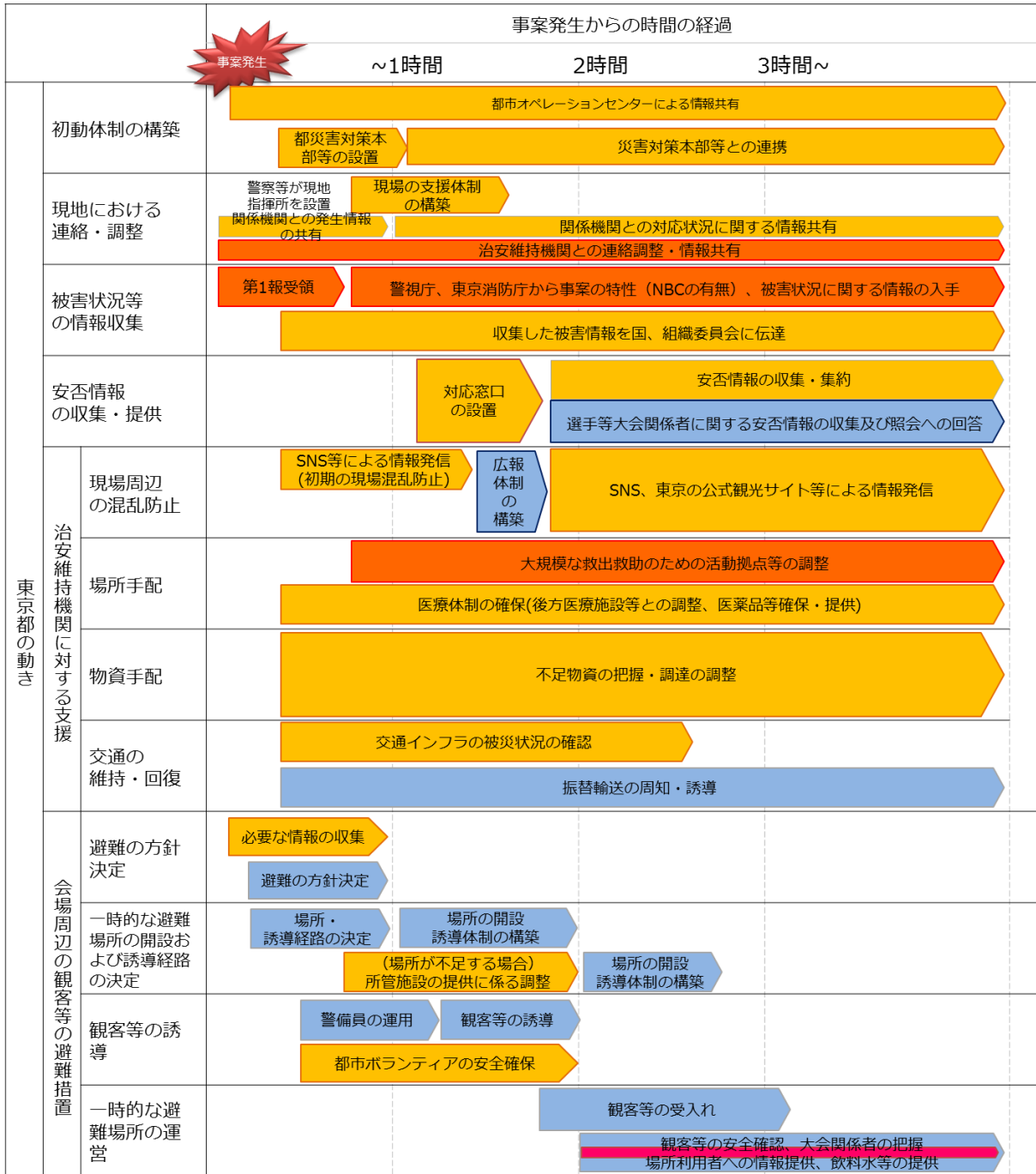


図 事案分類「CRISIS」に対する具体的な対応（イメージ）

4.2 被害状況等の情報収集

東京都は、ラストマイル、メインオペレーションセンター等の各所に都職員を配置する。それぞれの所管において治安事象の発生を検知した場合には、下記系統図をもとに、関係機関との情報連絡及び迅速な対応を行う。

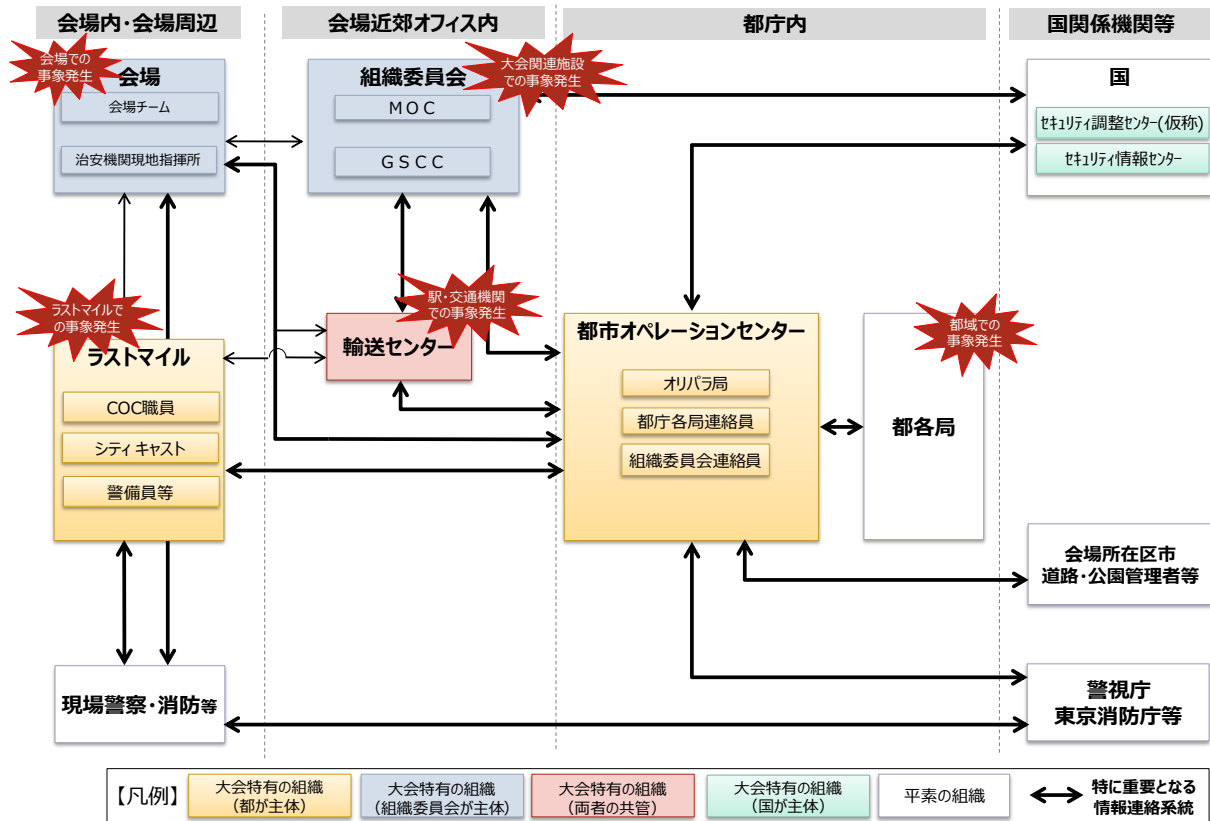


図 東京都における初動時の被害状況等の情報収集（イメージ）

【総務局】

- 発生した治安事象の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、必要に応じて収集するため、各種の通信手段、高所カメラ及びヘリコプターテレビ伝送システム等を確保する。
- 「火災・災害等即報」による報告以外にも、治安維持機関が独自に収集した情報を把握した場合は、速やかに東京都災害対策本部まで連絡する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内又は競技会場周辺で発生した治安事象の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報、メインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等(大会開催・継続の可否等の方針を含む)を都市オペレーションセンター経由で収集する。また、都市オペレーションセンターは、入手した情報を必要な関係機関、各局に共有する。
- 交通インフラの被害状況等について、輸送センターを経由して情報収集を行う。

4.3 安否情報の収集・提供

【関係局】

- 関係機関と調整し、安否情報の対応窓口、および発表方法について検討を進めていく。
- 選手等大会関係者、外国人に関する安否情報を入手した場合は、都市オペレーションセンターに対し、速やかな情報提供を行う。

【政策企画局】

- 都災害対策本部等が入手した、外国人の情報につき、必要に応じて在京大使館等へ情報提供する。

4.4 現地における連絡・調整

【関係局】

- 事案発生現場において活動する治安維持機関等からの要請があった場合は、関係機関の連携を確保・促進するため、必要に応じ、現場の支援体制を確立する。
- 現場の支援における主な連絡調整・情報共有事項は、下記の表である。

表 連絡調整・情報共有事項

#	連絡調整・情報共有事項	主な関係機関
1	人的被害状況の確認	治安維持機関 東京 2020 組織委員会
2	事案発生現場状況の確認	
3	各機関の部隊派遣状況及び見込み	治安維持機関
4	各機関の活動状況の確認	
5	各機関の役割、連携内容、担当区域の確認	
6	警戒区域、交通規制の確認	
7	避難に関する調整	治安維持機関、東京 2020 組織委員会、関係区市

4.5 治安維持機関に対する支援の実施

(1) 広報活動による現場周辺の混乱防止

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 現場周辺の混乱を防止・抑制するため、東京 2020 組織委員会や国と一元的な広報に関する調整を行う。

【総務局】

- 現場周辺の状況や被害状況について、都市オペレーションセンターおよび治安維持機関と調整した上で、必要に応じて広報活動を行う。

【生活文化局】

- 都市オペレーションセンターと調整した上で、SNS 等を用いて情報発信及び情報提供を行う。

【交通局】

- 都営地下鉄の駅等について、設置している運行情報表示装置等のツールを用いて、都営線及び振替輸送の依頼を受けた各社線の運行状況等について、訪都者に情報提供を行う。

【産業労働局】

- 都市オペレーションセンターと調整した上で、東京の観光公式サイト等のツールを用い、訪都者に情報提供を行う。

(2) 場所手配等

① 治安維持機関に対する大規模な救出救助のための活動拠点等の調整

【総務局】

- 都外の救出救助機関等へ応援を要請する際は、大規模な救助・救出のための活動拠点についての調整を実施する。

② 都民・訪都者及び来日外国人への医療等の提供

【福祉保健局】

- 救急告示医療機関の収容能力を超える場合又は超えることが予測される場合は、傷病者を受け入れる医療機関の確保等について調整を行う。
- 区市町村からの要請を受け、訪都者等が多数被災していると想定される大会開催エリア周辺や観光地周辺の病院、避難先等への医薬品の供給を行う。

【福祉保健局、病院経営本部】

- 訪都者等の負傷等により医療需要が高い被災現場等に、医療救護班及び東京 DMAT を派遣する。

(3) 物資手配

【各局】

- 訪都者等が多数避難している場所について、長期化するおそれがある場合、気温や降雨などの身体に影響を与える可能性のある気象事象に対して措置が必要と思われる場合、又は治安維持機関や東京 2020 組織委員会等から要請があった場合は、必要な物資を調達・配布(状況により、調達・配布の協力、支援)する。

【水道局】

- 災害時給水ステーションのうち、訪都者等が数多く滞留する大会開催エリア周辺の状況に留意した応急給水と、現場周辺の断水状況・復旧状況、水質等の状況把握を実施する。

【下水道局】

- 現場周辺の下水道施設の被害状況調査を実施する。
また、区市町村と連携し、一時的な避難場所等のトイレ機能の確保に努める。

【総務局】

- その他のライフライン(電力・ガス等)の供給状況や復旧見通し、無線 LAN 回線の機能状況等についての広報を行う場合は、治安維持機関と調整する。

(4) 交通の維持・回復

【交通局】

- 運行を停止した都営交通の復旧予定・対応状況を把握した上で、振替輸送の依頼・周知及び誘導を行う。

【都市整備局】

- 運行を停止した東京臨海高速鉄道の復旧・対応状況を把握した上で、東京臨海高速鉄道が、輸送振替等の移動手段を確保する必要がある場合に輸送センターへ連絡すると同時に必要に応じて港湾局等の関係局へも情報提供を行う。

(5) その他の支援

【各局】

- 治安維持機関が必要とする支援のうち、対応可能な支援を実施する。

4.6 競技会場周辺の観客等の避難措置

東京都は、開催都市として、競技会場周辺におけるテロ等治安事象発生時に、観客等がラストマイル周辺に滞留するなどして社会生活に支障が発生することを防ぐため、適切な誘導の実施や一時的な避難場所の開設などにより影響を最小化する。

(1) 避難の方針

【オリンピック・パラリンピック準備局】

関係機関と協議・調整の上、下記フローを踏まえて競技会場周辺の観客等の避難方針を検討する。

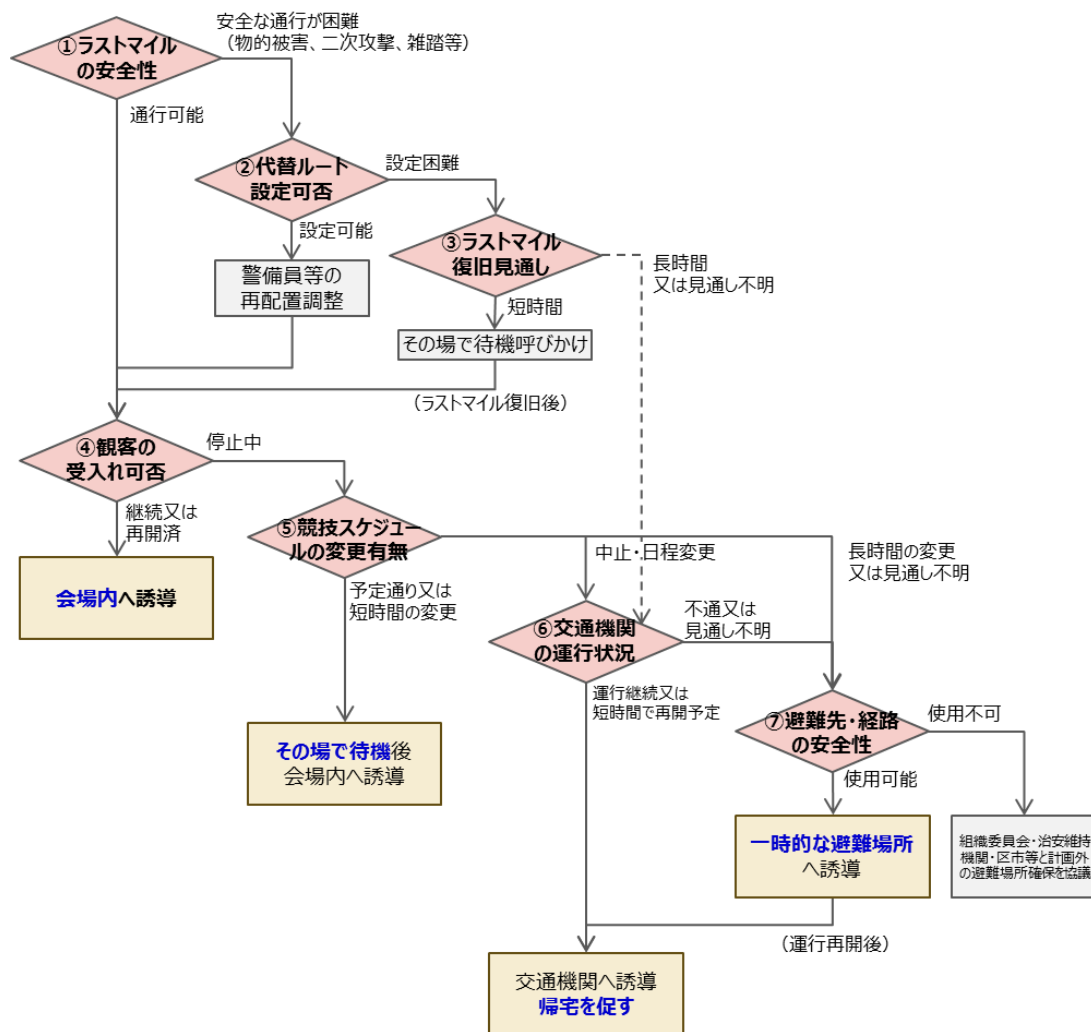


図 競技会場周辺の観客等の避難方針検討フロー

(2) 一時的な避難場所の開設および誘導経路の決定

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等が一時的に待機する場合で、待機場所を提供する必要があるときは、関係機関等と調整し、一時的な避難場所および当該場所までの経路を決定する。
- 一時的な避難場所および誘導経路は、事前に選定した候補地を基準に選定するが、これによりがたい場合は、別途関係機関と調整し選定する。
- 一時的な避難場所を開設する場合は、運用開始前に必ず当該場所及び誘導経路の安全を確認する。

【各局】

- 待機する場所等が不足し、関係機関から都市オペレーションセンターを通じて代替場所等を確保するよう要請があった場合は、必要に応じ、所管施設の提供に関する調整を行う。

(3) 観客等の誘導

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等の誘導は、決定した方針に従い、帰宅の促進や一時的な避難場所への誘導を関係機関と連携し、安全に実施する。
- 東京 2020 組織委員会と連携して、多言語に配慮した誘導を実施する。

【関係局】

- 前記「4.5(1)広報活動による現場周辺の混乱防止」に記載の手段等、可能な手段を活用して、一時的な避難場所や誘導経路の周知を行う。

(4) 一時的な避難場所の運営

【オリンピック・パラリンピック準備局】

東京 2020 組織委員会と連携して、一時的な避難場所の運営を行う。運営にあたっては、必要により、東京 2020 組織委員会や関係区市に支援を要請する。

一時的な避難場所では、以下の業務が想定される。

① 観客等の安全確認

観客等の負傷の有無を確認し、負傷者を発見した場合は、ラストマイル上の救護所への案内、救急隊の要請や近隣医療機関の紹介など、必要な措置を行う。

② 選手や大会関係者の把握

一時的な避難場所の利用者の中に、選手や大会関係者が含まれていないか確認するとともに、利用を把握した場合は、速やかに東京 2020 組織委員会および必要な機関に連絡する。

③ 一時的な避難場所利用者への情報提供

大会運営情報を提供するため、東京 2020 組織委員会に職員の派遣を要請する。また、交通機関の運行情報について、輸送センターから情報を収集し、提供する。

④ 避難者への飲料等の提供

熱中症予防のための飲料水など、現場で必要な物資を把握し、関係局、関係機関に提供に向けた検討を要請する。

(5) 競技会場内からの避難が実施された場合の運用

東京 2020 組織委員会の判断により、競技会場内から観客等の避難が実施された場合、観客等の誘導や一時的な避難場所の運営は、東京都と東京 2020 組織委員会が関係自治体等と連携して実施する。

4.7 国民保護法における緊急処理事態に認定された場合

【オリンピック・パラリンピック準備局】

発生した事案が、国民保護法における緊急処理事態に認定された場合、都対策本部の指示に従い、関係機関と連携し、観客等に対し東京都国民保護計画に記載の措置(堅牢な建物への避難や、指定された要避難地域からの避難など)を速やかに実施する。

特に、競技会場や開設した一時的な避難場所が要避難地域に指定された場合は、あらかじめ指定している別の候補地を運用するなどして、観客等の安全を確保する。

III. [サイバーセキュリティ分野]

1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領(サイバーセキュリティ分野)では、大会期間中にサイバーセキュリティインシデントが発生した場合に備えて、開催都市としての対応方針を定めるものである。
- 東京都は、「東京都サイバーセキュリティポリシー」に基づき、全庁的なサイバーセキュリティ対策を推進しており、平成 28 年 4 月には東京都 Computer Security Incident Response Team (以下「東京都 CSIRT」という。)を設置した。
- 東京 2020 大会に備えて、東京都はサイバーセキュリティリスク評価やサイバー演習等の取組を進めるとともに、外部関連団体との連携についても検討を進めてきた。
- 大会期間中においても、東京都におけるサイバーセキュリティインシデントへの対応は、これら現行(既存)の体制・計画を最大限に活用し、東京都 CSIRT 及び各局等の情報化推進担当(以下「局 CSIRT」という。)を中心に実施する。
- したがって本対処要領(サイバーセキュリティ分野)では、現行の体制・計画に加えて大会期間中に求められる事項、特に庁内関連組織及び外部関連団体との連携に焦点を当てる。

1.2 想定するリスク(リスクシナリオの検討)

- 大会開催時の社会特性や脅威の変化を想定し、人命安全・都政運営・大会運営に悪影響を及ぼすリスクシナリオを整理した結果、大会特有のリスクとして、世界中からの注目度の高まりによる(1)東京都を狙うサイバー攻撃の増加、(2)重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃発生との2つを抽出した。
- 本対処要領(サイバーセキュリティ分野)では、これら2つのリスク、それにより発生し得る事象と被害・影響を主な対象として、対応方針を定める。

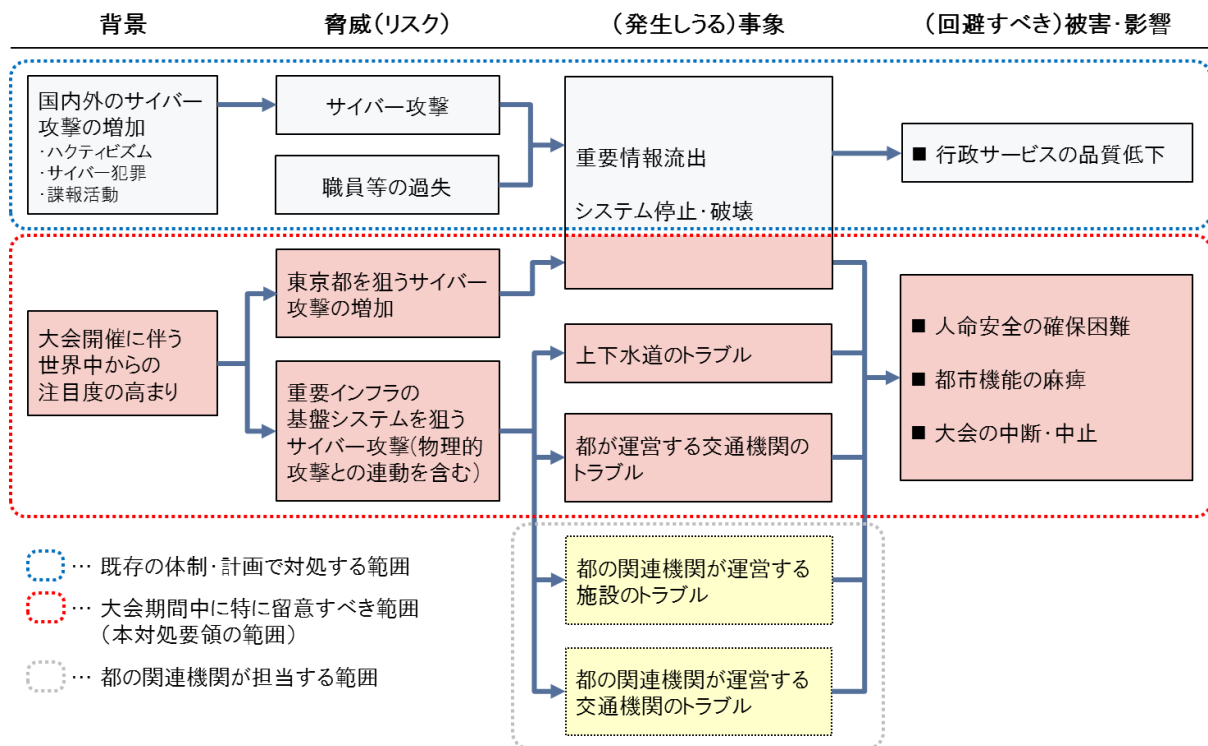


図 大会開催時のリスクシナリオ

(1) 東京都を狙うサイバー攻撃の増加リスク

東京 2020 大会の開催に伴い、大会運営や開催都市に被害・影響を及ぼすことを目的とした DDoS 攻撃²や標的型メール攻撃などのサイバー攻撃が、急激に増加するおそれがある。

過去大会においても、サイバー攻撃の標的となった事例が報道されており、東京 2020 大会に向けて、サイバー攻撃の増加を見据えた準備(対策)が必要である。

<ロンドン 2012 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等>

- 大会期間中に 1 億 6 千 5 百万回のサイバーセキュリティインシデントが発生した。大半はパスワード変更やログイン失敗などのささいなものであったが、テクノロジー・オペレーション・センター(TOC)に報告されたサイバーセキュリティインシデントは 97 件、うち最高情報責任者(CIO)にまで報告された大きなサイバーセキュリティインシデントは 6 件であった。
- 開会式当日、オリンピックパークの電源システムへの DoS 攻撃が 40 分間継続した。また、開会式翌日には、ハクティビストグループが大会運営を支えるインフラシステムに DoS 攻撃を仕掛けようとした。
- 最も深刻な攻撃は、閉会を迎えようとしていた時の秒間 30 万パケットの DDoS 攻撃であった。攻撃は Firewall によって防がれたが、15 分間継続した。

出所) ロンドン大会 CIO Gary Pennell 氏のインタビュー記事“[How the London Olympics dealt with six major cyber attacks](#)”

² 複数の攻撃元から攻撃対象となるサーバ等に対してデータの大量送信等により、膨大な処理負荷を発生させ、サービス停止状態に追い込むことを目的とする攻撃。Distributed Denial of Service Attacks

<リオ 2016 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等>

- 大会前には、大会開催を批判するプロパガンダ的なツイッターが作られたほか、ブラジル政府の Web サイトが改ざんされた。
- 開会式が始まる前に、大会公式サイト等へ 540Gbps (ピーク時)もの DDoS 攻撃が発生した。さらに、大会期間中には 223 回もの大規模な攻撃が行われた。
- 監視サービスのログによると、大会期間中は通常の平均 7 倍の攻撃があった。
- 開会当初は大会関連 Web サイトを標的とした攻撃が多く確認されたが、徐々に攻撃の対象が周辺の Web サイトへと移行した。

<大会開会後の攻撃対象の遷移>

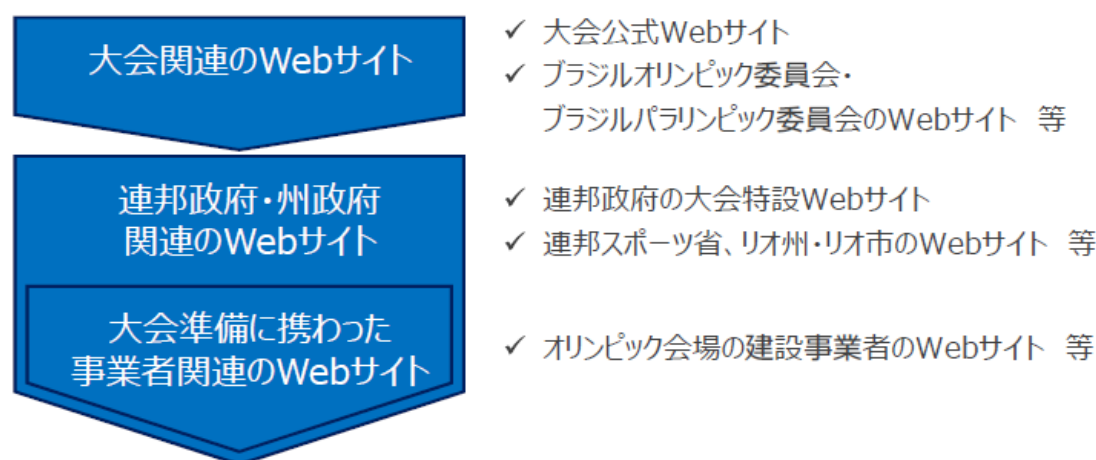


図 リオ 2016 大会における攻撃対象の推移

出所) 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) サイバーセキュリティ戦略本部第 10 回会合
資料 8「2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会における状況」内の図

<平昌 2018 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等>

- 大会準備期間に約 6 億件、大会期間中に約 550 万件のサイバー攻撃が発生
- 開会式においてサイバー攻撃に起因して一部のサービスが利用できなくなった。
- 事前に感染していたシステム破壊型マルウェアが開会式 1 時間前に活動を開始した。
- オリンピックに関わる複数の組織に送信元を詐称したメールが送られ、関連組織のコンピュータに 1 ヶ月以上にわたり潜んでいたマルウェアが発見された。

出所) 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) サイバーセキュリティ戦略本部第 18 回会合資料 4「2018 年平昌オリンピック・パラリンピック競技大会における状況」

CISCO TALOS (<https://blog.talosintelligence.com/2018/02/olympic-destroyer.html>)

WIRED (<https://wired.jp/2018/02/09/pyeongchang-olympics-cyberattacks/>)

(2) 重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃発生リスク

諸外国では、電力・ガス・水道・交通・通信・金融等の重要インフラを支える基盤システムの機能不全を引き起こすサイバー攻撃が発生している。通常の稼働時には独立しているシステムであっても、保守用端末は何らかのネットワークに接続している場合が多いため、サイバー攻撃を受ける危険性は否定できない。

類似事案や関連動向、技術進展等を踏まえ、東京 2020 大会に向けて、重要インフラの基盤システムに対するサイバー攻撃や、物理的攻撃との連動を見据えた準備(対策)が必要である。

1.3 我が国の取組状況

- 平成 29 年 4 月、サイバーセキュリティ戦略本部において、官民連携による重要インフラ防護推進を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」を決定した。
- 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(以下「NISC」という。)は、平成 27 年度から東京 2020 大会の開催・運営に影響を与え得る重要なサービス分野の選定を開始し、平成 28 年度からリスクマネジメントの促進を実施している。平成 28 年度には東京 23 区内の事業者等を対象に第 1 回目のリスクアセスメントの取組を、平成 29 年度には対象とする事業者等を東京圏に拡大し第 2 回目の取組を、平成 30 年度には対象とする事業者等を全国に拡大し第 3 回の取組を実施した。平成 31 年 2 月からは第 4 回リスクアセスメントの取組を実施しており、東京 2020 大会までにさらに 2 回のリスクアセスメントの取組の実施を予定している。東京都でも総務局(行政サービス)等がこの取組に参加している。
- NISC では、平成 31 年 4 月にサイバーセキュリティ対処調整センター(以下「対処調整センター」という。)を設置した。対処調整センターはサイバーセキュリティに係る脅威情報等を集約し、関係府省庁、東京 2020 組織委員会、東京都、競技会場所在の地方公共団体、重要サービス事業者等に情報共有システムを通じて共有する他、事案発生時には、各関係機関の対応における調整の役割を担うものである。³

³ 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター「サイバーセキュリティ戦略」(平成 30 年 7 月 27 日閣議決定)

2. サイバーセキュリティインシデント対応体制

2.1 現行のインシデント対応体制

- 東京都におけるサイバーセキュリティ対策及びサイバーセキュリティインシデント対応を統括する組織として、東京都 CSIRT を設置している。
また、各局等におけるサイバーセキュリティ対策及びサイバーセキュリティインシデント対応を推進し、統括する組織として局 CSIRT を設置している。
- 庁内においてサイバーセキュリティインシデントが発生した場合、当該局等の局 CSIRT は東京都 CSIRT へ報告し、東京都 CSIRT は必要に応じて局 CSIRT を支援する。
- 公営企業局の局 CSIRT は、東京都 CSIRT 等から得たサイバーセキュリティに関する情報を、重要インフラの基盤システム担当者（以下「制御系担当」という。）へ必要に応じて提供する。また、東京都が運営する交通機関（都営交通）や上下水道の制御システムについて異常が検知され、その原因としてサイバーセキュリティインシデントの可能性が疑われる場合、制御系担当は局 CSIRT へ必要に応じて報告する。
- 原則として、サイバーセキュリティインシデント対応における国及び外部関連団体との連携は、東京都 CSIRT が一元的に行う。

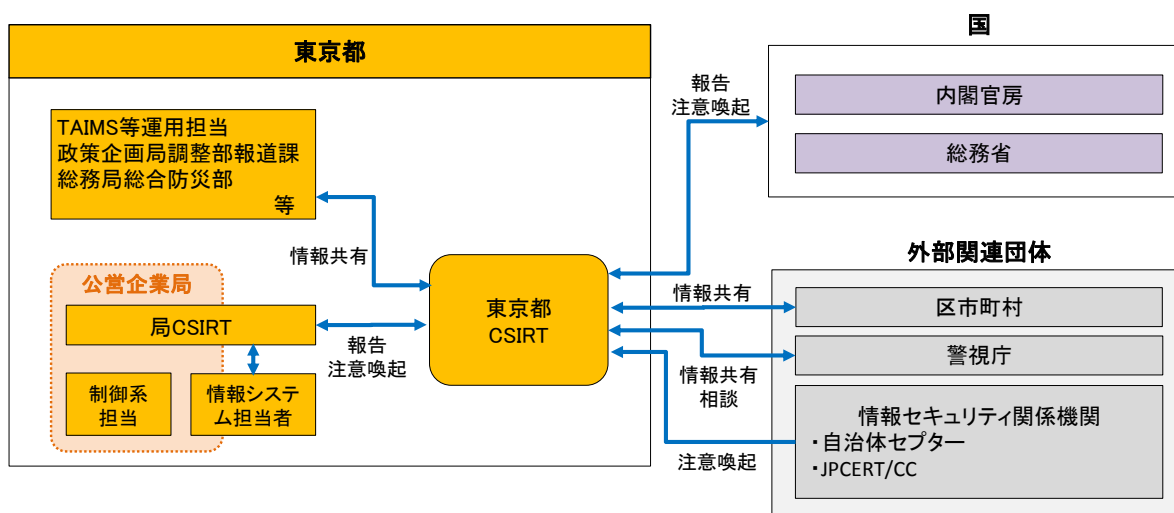


図 都における現行のサイバーセキュリティインシデント対応体制

- インシデントレベル⁴が「危機」の場合、最高情報セキュリティ責任者（CISO、戦略政策情報推進本部を担任事項とする副知事）は「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」の設置を CISO 補佐官

⁴ インシデントレベルは「疑い」「軽微」「重大」「危機」の4段階とし、最上位のレベルが「危機」である。なお、インシデントレベルは東京都 CSIRT が検討し、CISO 補佐官が判断する。

(戦略政策情報推進本部情報基盤担当部長)へ指示し、戦略政策情報推進本部長、政策企画局長及び関係局長等の長(サイバーセキュリティインシデント発生局等の長)を招集する。

- 「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」においては、都政への影響を判断の上で対応方針を決定し、対策を実施する。

カテゴリ	具体例	影響例
不正アクセス・サービス不能攻撃	・人命に関わるサービス、公共インフラサービスを提供するシステムが不正アクセス若しくはサービス不能攻撃を受け、人命に関わる事態に発展した 等	<ul style="list-style-type: none"> ・システム停止 ・システム誤動作 ・漏洩情報による脅迫 等
不正プログラム(外部委託先、職員過失も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム(マルウェア)の感染により複数の局から、大量の個人情報などの機密情報が流出した ・故意過失により、大量の個人情報などの機密情報が流出した 等 	
物理的侵害	・管理区域、準管理区域に未許可の人物が不正侵入し、物理的破壊又は持ち込み機器をシステムに接続し、機密情報の流出や人命に関わる事態に発展した 等	

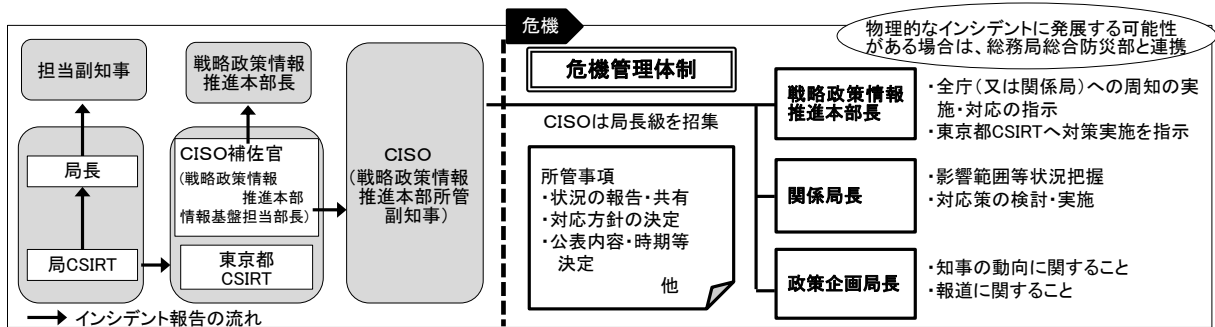


図 サイバーセキュリティにおける危機管理体制

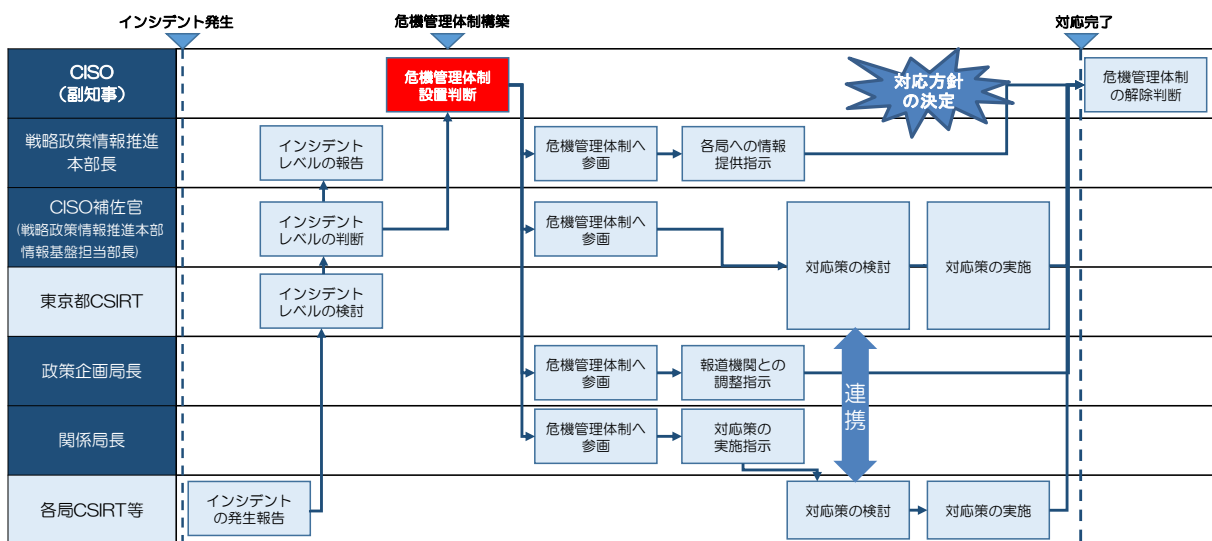


図 サイバーセキュリティにおける危機管理体制の対応フロー

2.2 大会期間中のインシデント対応体制

- 大会期間中は、東京都を標的とするサイバー攻撃の増加及び重要インフラの基盤システムを標的としたサイバー攻撃(物理的攻撃との連動などサイバー空間と物理空間における複合事案を含む)に対処し、人命安全・都政運営・大会運営への影響を抑制することが求められる。
- サイバー攻撃等のサイバーセキュリティインシデントを未然に防ぎ(リスクマネジメント)、万が一サイバー攻撃を受けた場合でも被害を最小限に抑えるため(クライシスマネジメント)、サイバー攻撃の予兆・予告をいち早く察知し、より一層迅速に情報共有が行える体制を整備する必要がある。
- このため東京都は、対処調整センターが運営する情報共有基盤を有効に活用し、必要な関係者と情報共有を行う。
- 東京都は、東京 2020 組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催にともなう都民生活への影響の軽減に取り組むため、「大会運営に係る総合的な連絡調整」「競技会場等周辺対応」という2つの機能を担う「都市オペレーションセンター」を設置する。
- 開催都市として、適切な情報の提供・公表を迅速に行うために、都市オペレーションセンター、東京都 CSIRT、局 CSIRT 等が連携し、一元的な広報に向け調整する。

(1) サイバー攻撃の増加に備えた体制

- 東京都におけるサイバーセキュリティインシデント対応体制については、実効的に機能する仕組みとするため、原則として、対処調整センター、都市オペレーションセンターとの連携以外は現行の対応体制を踏襲する。
- 東京都 CSIRT は、対処調整センターとの間で情報共有やインシデント報告を行い、必要に応じてインシデントへの対処支援を要請する。また、東京 2020 組織委員会も都と同様に、対処調整センターと連携する。情報のやりとりには対処調整センターが運営する情報共有基盤を活用し、必要に応じて、対処調整センター以外の関係機関ともこの情報共有基盤で情報共有を行う。

(2) サイバー空間と物理空間における複合事案に備えた体制

- 重要インフラの基盤システムに対するサイバー攻撃や物理的攻撃との連動を見据え、東京都 CSIRT は局 CSIRT を介して、公営企業局の制御系担当との情報連携を密にする。
- サイバーセキュリティインシデントに起因するものも含め、大規模な事故災害が発生した場合には、東京都は必要に応じて、他分野と連携した体制を設置する。

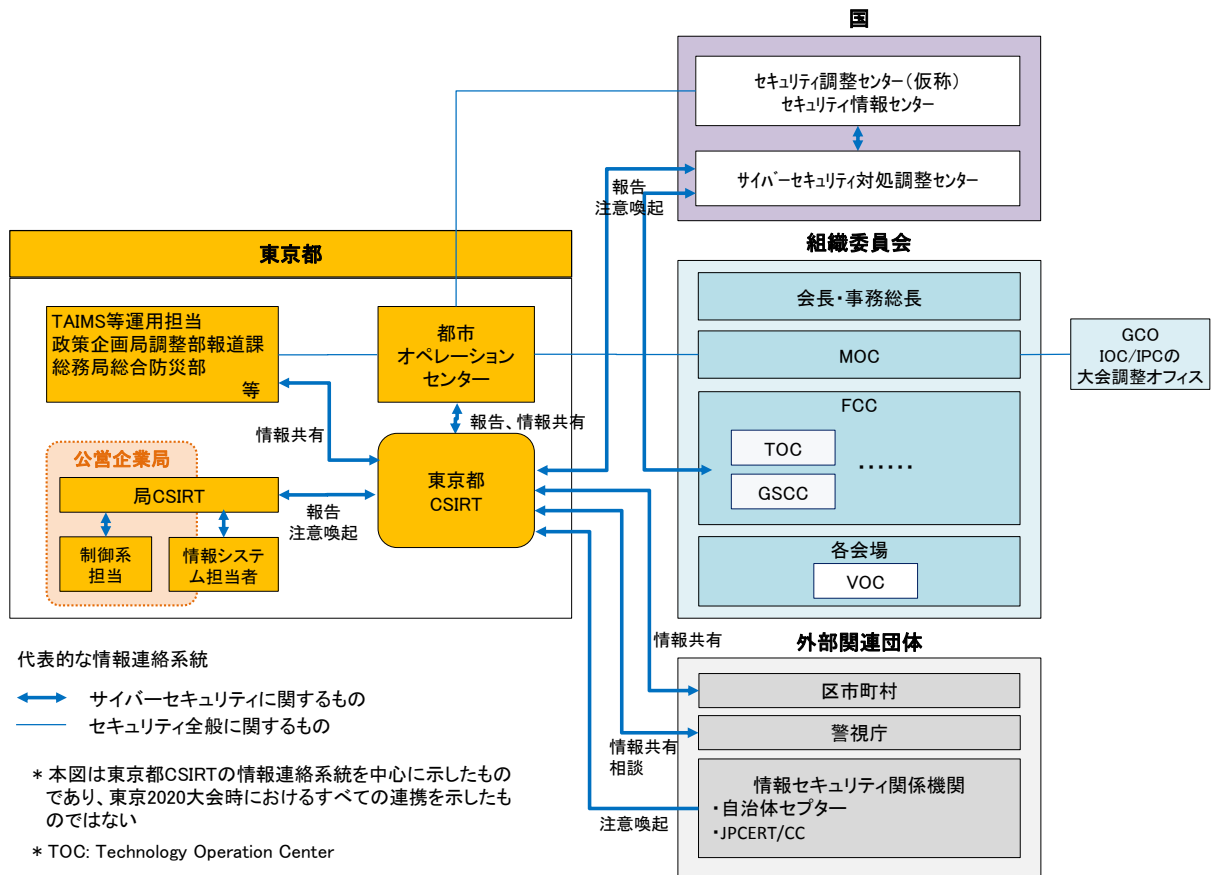


図 大会期間中のサイバーセキュリティインシデント対応体制

3. 大会期間中の対応（通常時）

3.1 サイバーセキュリティ監視

- 東京都 CSIRT は、大会期間中も現行の計画・体制に基づき、都区市町村情報セキュリティクラウドの活用、国や外部関連団体との連絡調整等により、サイバーセキュリティ監視を行う。

3.2 情報伝達・共有

- 大会期間中は、インシデントやアクセス数・通信トラフィック量の推移・変化等、特段のイベントが発生していない場合でも、東京都 CSIRT はサイバーセキュリティ監視等を通じて収集した情報について、都市オペレーションセンターへ定期的に報告する。また、必要に応じて、国や東京 2020 組織委員会、警視庁等と共有する。
- 大会期間中に、東京都が運営する交通サービス機関（都営交通）や上下水道の制御システムで大会運営に影響を及ぼし得る異常が検知され、原因としてサイバーセキュリティインシデントが疑われる場合、制御系担当は局 CSIRT 等、各局等で定められた窓口へ必要に応じて報告する。なお、サイバー空間と物理空間の複合事案の取り扱いについては「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」等を踏まえ、さらに検討を行う。
- 東京都 CSIRT は、国、自治体セプター、警視庁等からの情報に基づき、注意喚起の必要があると判断する場合には、局 CSIRT へ周知する。
また、必要に応じて区市町村と共有する。
- 東京都 CSIRT は、セキュリティクラウドによる監視や、国、自治体セプター、警視庁等からの情報提供によりサイバー攻撃の予兆・予告など緊急性の高い情報を入手した場合には、大会に与える影響を考慮しつつ、局 CSIRT へ周知する。また、都市オペレーションセンターへ報告するとともに、必要に応じて、東京 2020 組織委員会、区市町村等と共有する。

4. 大会期間中の対応（インシデント発生時）

4.1 サイバーセキュリティインシデント対応

大会期間中にサイバーセキュリティインシデントが発生した場合、東京都では現行の計画に基づき、「(1)検知・連絡受付」「(2)トリアージ」「(3)インシデント対応」「(4)報告・公表」から成る一連のプロセスを踏まえた上で、大会運営に及ぼす影響に配慮して対応する。

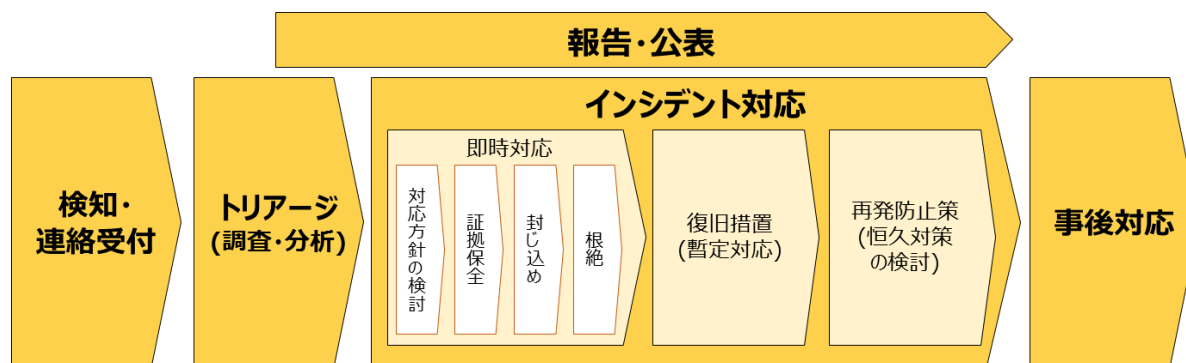


図 現行のサイバーセキュリティインシデント対応プロセス

(1) インシデントの検知・連絡受付

- 東京都 CSIRT は、都区市町村情報セキュリティクラウド、国や外部関連団体からの情報提供等によりサイバーセキュリティインシデントを検知した場合、当該局等の局 CSIRT に連絡する。
- 情報システム担当者は、サイバーセキュリティインシデントを検知した場合又は職員等からサイバーセキュリティインシデントの報告を受けた場合、局 CSIRT に報告する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者又は情報処理指導主任 (ICT リーダー) からサイバーセキュリティインシデントの報告を受けた場合、東京都 CSIRT に報告する。
- 公営企業局の制御系担当は、東京都が運営する交通機関 (都営交通) や上下水道の制御システムについて異常が検知され、その原因としてサイバーセキュリティインシデントの可能性が疑われる場合は、所管省庁への報告⁵に加えて、局 CSIRT 経由で東京都 CSIRT へ報告する。
- なお、大会期間中においては、大会運営に影響を及ぼし得るものがある場合は、その原因の如何を問わず (その原因がサイバーセキュリティインシデントかどうかに関わらず)、また現行の計画では報告対象になっていない軽微なものについても、制御系担当は局 CSIRT 等、各局等で定められた窓口へ必要に応じて報告する。
- 東京都 CSIRT は、庁内で発生したサイバーセキュリティインシデントについて、国へ報告する。また、都市オペレーションセンター、東京 2020 組織委員会、警視庁等の関係者と必要に応じて共有する。

⁵ 所管省庁への報告の要否については、各公営企業局における基準に拠る。

(2) インシデントのトリアージ

① インシデントの調査及び応急措置

- 情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力を受け、サイバーセキュリティインシデントの調査及び応急措置を実施する。
- 局 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデントの調査及び応急措置の実施を支援する。また、必要に応じて東京都 CSIRT へ支援を依頼する。
- 東京都 CSIRT は、必要に応じて局 CSIRT を支援する。

② インシデントの判断

- 情報システム担当者は、調査結果を基にサイバーセキュリティインシデントの切り分けを行い、局 CSIRT へ報告する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者から報告されたサイバーセキュリティインシデントに関する情報を、東京都 CSIRT へ報告する。
- 東京都 CSIRT は、大会運営への影響も考慮し、被害状況や影響範囲等、事態の全体像を把握した上で、インシデントレベルを判定する。
- 東京都 CSIRT は、複数のインシデントに同時に対応することを想定し、インシデントの進捗管理を行うとともに、大会運営への影響等を考慮した優先順位付けを行いインシデントに対応する。

(3) インシデントの対応

① 対応方針の検討

- 情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力のもと、サイバーセキュリティインシデント対応の内容、対応スケジュール、対応コスト等の対応方針を策定する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者に対して、サイバーセキュリティインシデント対応の内容、対応スケジュール、対応コスト等の方針策定を支援する。
- インシデントレベルが「危機」の場合、東京都 CSIRT は直ちに CISO へ報告し、CISO のもと「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」を構築する。
- 国や専門機関等による助言が必要な場合は、東京都 CSIRT から依頼する。

② 証拠保全

- 情報システム担当者は、当該システムの運用保守委託事業者等に依頼し、サイバーセキュリティインシデントに関わるデジタル機器に残されたデータの中から、電磁的証拠となり得るものを収集・取得し、保全する。

③ インシデントの封じ込め

- 被害の拡大を防ぎ、影響範囲を最小化するため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントの封じ込めに向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者による作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

④ インシデントの根絶

- サイバーセキュリティインシデントの拡散・再発を防止するため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントの根絶に向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者
に作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

⑤ インシデントからの復旧

- 影響を受けたシステムを運用可能な状態に戻すため、情報システム担当者はサイバーセキュリティ
インシデントからの復旧に向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者
に作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

⑥ 再発防止策の検討

- 同様のサイバーセキュリティインシデントが発生しないように恒久的な対策を実施するため、情報シ
ステム担当者は、運用保守委託事業者の協力を受け、再発防止策を策定する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

(4) 報告・公表

- 局 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデントの被害状況や影響範囲等を踏まえ、局の広報担当
に相談の上で報道発表の必要性を判断する。
なお、報道発表を行う際には、その内容について東京都 CSIRT と事前に共有するとともに、大会期
間中における東京都の一元的な広報体制に準じることとする。
- 東京都 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデント対応状況について、都市オペレーションセン
ター、国、東京 2020 組織委員会、警視庁等の関係者と必要に応じて共有する。

IV. [災害対策分野]

1. 災害対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

本対処要領(災害対策分野)では、大会開催時に首都直下地震等^{*}や台風等の風水害が発生した際、都が開催都市として関係機関と連携して迅速・適切に対策活動を展開できるよう、対応方針、役割分担及び時系列による活動(主体・内容・手順)を定めるものである。

本対処要領(災害対策分野)は、大会特有の都の対応について記載したものであり、大会期間中であっても基本的な対応は「東京都地域防災計画(震災編)」、「東京都地域防災計画(風水害編)」、及び「首都直下地震等対処要領(改定版)」(以下「現行対処要領」という。)に則って実施する。

※首都直下地震等について

本対処要領(災害対策分野)が適用される災害として、「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月公表)で示された東京湾北部地震、多摩直下地震のような震度6弱以上の大規模地震が特別区、多摩部で発生し、東京都災害対策本部が設置された場合を想定している。

1.2 想定するリスク(リスクシナリオの検討)

大会開催に伴い、国内外からの訪都者の増加によって、負傷者や滞在先等に戻れない者が増加するリスク、安全な避難先等がわからず混乱が生じるリスク、発災当初の人や車両の滞留により緊急輸送が困難になるリスク等を対象とする。

なお、台風や局地的豪雨等の風水害については、進路予測や気象警報等で事前の対策が可能であるため、基本的には4.4「タイムライン」に沿ってリスクを把握し対応する。

2. 災害対策本部体制と役割分担

大会開催中に首都直下地震等が発生し、都災害対策本部が設置された場合、都災害対策本部は、災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、国、関係機関、自衛隊、会場所在区市等との密接な連携を図るとともに、都市オペレーションセンターを経由して、競技会場周辺の被害情報やメインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等の集約を行う。

都市オペレーションセンターは、ラストマイル、会場及び会場チームと連携して被害情報を収集するとともに、東京 2020 組織委員会等と大会運営に係る総合的な連絡調整を行い、大会運営への影響の軽減、競技会場等周辺の安全・安心の確保を図る。

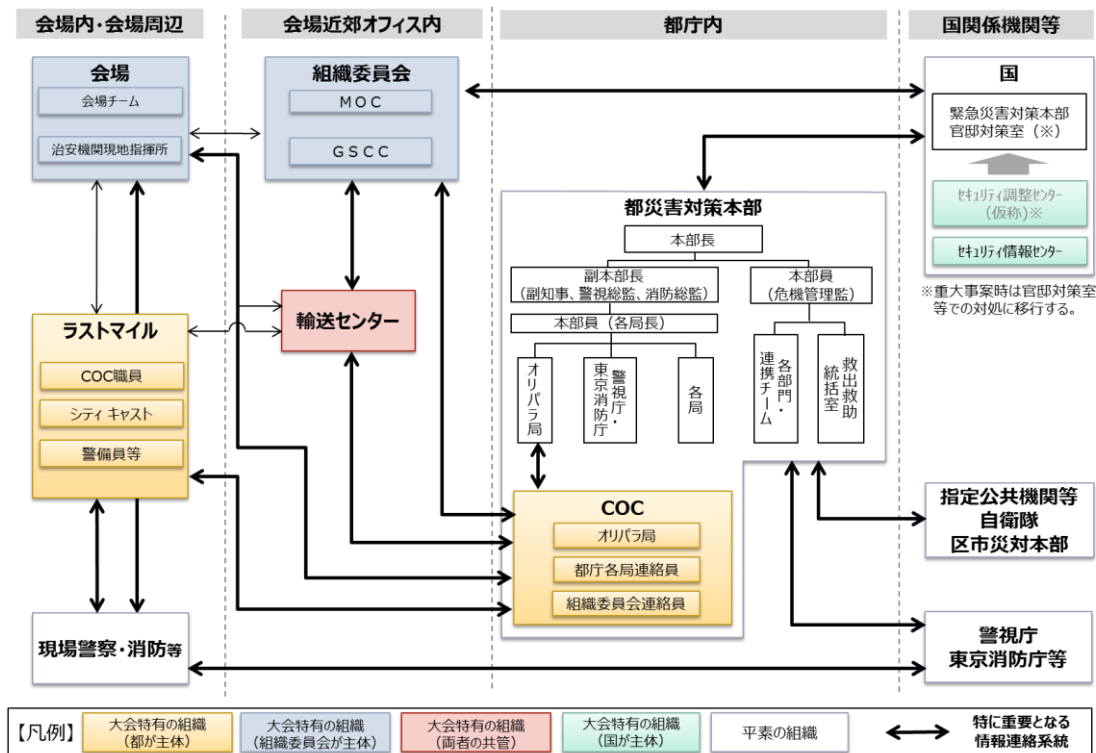


図 大会期間中の都災害対策本部の連携体制 (イメージ)

3. 関係機関との連携方針

大会期間中、都民や世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の生命、身体等を守ることができるよう、都は国、東京 2020 組織委員会、会場所在区市等と以下に示すとおり連携して災害応急対策活動に当たる。

3.1 国

都災害対策本部は、緊急災害対策本部又は緊急災害現地対策本部と情報及び状況認識の共有を図るとともに、人命救助、医療救護、物資調達、避難者対策、ライフラインの応急復旧、観客等の避難措置等について、密接に連携する。

自衛隊、海上保安庁等の関係機関と、一体となって応急対策活動を展開できるよう、都災害対策本部において所要の調整を実施する。

3.2 東京 2020 組織委員会

都災害対策本部は、東京 2020 組織委員会と都市オペレーションセンターを経由して、大会運営に係る情報(大会の継続可否等の方針を含む)、競技会場の被害状況、観客等の保護・避難状況、広報対応の状況等を共有するとともに、所要の調整を実施する。

3.3 会場所在区市

都災害対策本部は、競技会場が所在する区市と、防災行政無線、災害情報システム、テレビ会議システム等の平素の連絡調整手段を活用して、情報及び状況認識の共有や所要の調整を実施し、密接に連携する。

また、オリンピック・パラリンピック準備局は、競技会場が所在する区市に対して、観客や大会関係者の安全確保に必要な配慮を要請する。

競技会場が所在する区市は、都と密接に連携して、各区市の「地域防災計画」に基づく活動を実施する。

3.4 指定公共機関（ライフライン事業者）

都災害対策本部は、電力、ガス、通信の指定公共機関(ライフライン事業者)から、被害情報(各々が管理する主要な施設、停電、ガス供給停止、通信不能等)や復旧状況の報告を受けるとともに、重要インフラの復旧に必要となる情報(都内の被害状況、緊急輸送道路の状況等)や状況認識等を共有する。

指定公共機関(ライフライン事業者)は、都と密接に連携して、各機関の「防災業務計画」に基づく活動を実施する。

4. 大会期間中の対応

本対処要領(災害対策分野)は、現行対処要領第3章「応急対策活動における基本的な連携の内容と手順」への追記事項として記載しており、大会期間中の首都直下地震発生時も、基本的な対応は現行対処要領によるものとする。

4.1 初動体制の構築

(1) 職員の参集

- 大会期間中における発災を想定した非常配備態勢に基づき都職員は参集を実施し、災害対応業務に従事する。

(2) 都災害対策本部の設置と初動対応体制

【総務局】

- 発災直後に都災害対策本部を円滑に設置するために必要な態勢を構築する。
- 国及び都市オペレーションセンターとの連絡体制(連絡手段、連絡窓口、連絡系統、共有する情報項目)を確立する。

(3) 各局等における情報収集活動

【各局】

- 防災行政無線等で多重化された通信手段を活用し、被害情報の収集を実施する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- メインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等、大会開催・継続の可否等の判断に必要な情報を都市オペレーションセンター経由で収集する。
- ラストマイルに都市オペレーションセンター職員を配置し、また、会場及び会場チームと連携して各会場内の被害状況(負傷者数を含む)、およびラストマイルの被害状況を、都市オペレーションセンター経由で入手する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が収集した都内被害状況等について、複数の災害時通信手段を活用して在京大使館等と情報共有する。在京大使館等からの情報・要望は、必要に応じて、都災害対策本部とも情報共有する。

【警視庁】

- 道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放置車両の状況について情報を収集する。

- 交通テレビシステム、車両感知器、映像表示システム、情報共有システム、テレビ会議システム、ラストマイルカメラネットワーク等を用いて、被害状況及び交通状況について情報を収集する。

【東京消防庁】

- 競技会場周辺等にて活動する消防隊員等が把握した状況等について収集する。
- ヘリテレやウェアラブルカメラの映像について、都市オペレーションセンターと共有する。

【建設局、港湾局】

- 道路点検等により、緊急輸送ルートの被害状況や通行不可能状況の情報収集を行う。

【総務局】

- 応急対策の対処方針を検討し、国、関係機関、自衛隊、区市等と状況認識の統一化を図るため、都内における被害状況等を俯瞰的に把握する。
- 通行可能なルート把握するため、道路管理者等からの道路点検結果を地理空間情報データとして処理・分析し、その結果を関係機関との間で共有する。
- デマにより災害対応が混乱することを避けるため、SNS 上で拡散している情報のうちデマと思われるものに対しては、適切な情報収集手段を活用してその真偽を確認し、各種広報媒体を活用して打ち消しを行う。

【施設管理者】

- 避難する観客等に提供する情報を、都市オペレーションセンター等を通じて収集する。
- 施設管理者が指定管理者等である場合には、所管局等と連携して情報収集活動に当たる。

(4) 全国的な救出救助機関等への応援要請

【総務局】

- 競技会場、練習会場、その他大会関連施設等と、大規模救出救助活動拠点、ヘリコプター緊急離着陸場、現地機動班参集拠点とが重複・近接等している現況を踏まえ、活動場所としての利用可能性を東京 2020 組織委員会や施設管理者と調整した上で、都外の救出救助機関等へ応援を要請する際、活動場所等について改めて周知を行う。

(5) 都民・訪都者への呼び掛け・情報提供

【各局、関係機関】

- 土地勘のない訪都者の増加により、観光地や公園等でパニックが生じ、大混乱となることを避けるため、首都直下地震対策ポータルサイト「防災ポータル」(国土交通省提供)等の活用のほか、SNS (ツイッター) 及びその他の効果的な手段を用いて、発災時の行動ルールなどの情報発信を実施する。

【総務局、政策企画局】

- 都市オペレーションセンターを経由して、東京 2020 組織委員会と連携の上、報道機関に対し、正確かつ最新の情報を提供する。

【生活文化局】

- 所管局からの情報提供に基づき、東京都公式ホームページ、SNS 等を活用した都民への情報提供の他、都政広報番組での発信や広報東京都の臨時号の発行についても検討する。

【建設局】

- 地域防災計画における大規模救出救助活動拠点等、防災上位置付けのある都立公園において、放送設備やデジタルサイネージなども活用して、発災時に避難者等に継続的な情報提供を実施する。

【建設局、産業労働局】

- 多数の訪都者の来場が見込まれる庭園・動物園・上野恩賜公園などに設置された「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手を来場者へ促す。

【港湾局、産業労働局】

- 多数の訪都者の来場が見込まれる海上公園に設置された「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手を来場者へ促す。

【総務局、警視庁】

- 都、国(外国人に関しては外務省や法務省入国管理局等)及び区市町村の情報を積極的に収集し、都民及び訪都者に対して提供するとともに、デマ等に注意するよう呼びかける。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等に対して SNS 等を用いて大会関連情報を提供する。

【総務局】

- 一時滞在施設の開設状況や都内の交通状況等の情報を、アプリ、SNS、ホームページ等を通じて訪都者等に提供する。

(6) 東京都災害対策本部会議の開催

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都市オペレーションセンターを通じて東京 2020 組織委員会等と連携して、競技会場等の被害状況や大会関連情報などを都災害対策本部にて共有する。

【各局】

- 競技会場等の被害状況や大会関連情報等を踏まえ、対処方針等を決定する。

(7) 大規模救出救助活動拠点の立ち上げ

【総務局】

- 大規模救出救助活動拠点が競技会場等に近接している場合は、拠点の現況を踏まえ、施設管理者等と連携して活動場所等の確保を行う。
- 警視庁や東京消防庁、自衛隊、海上保安庁などの各機関に代替地の調整状況を改めて情報提供する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場等と大規模救出救助活動拠点が近接している場合は、都市オペレーションセンターを経由して大会運営が大規模救出救助活動拠点の運用に支障を及ぼすかどうか確認し、都災害対策本部に報告する。

(8) 現地連絡調整所の設置

【総務局、オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都災害対策本部は、都市オペレーションセンターを通じて関係機関等から要請があった場合は、必要に応じて、現地連絡調整所を設置し、職員を派遣する。運営に当たっては、東京 2020 組織委員会等と連携し、観客等の被災者への情報提供及び避難誘導等の活動を行う。

4.2 72 時間に想定される応急対策

(1) 人命救助のためのルート確保

【総務局、建設局、港湾局】

- 大会開催に伴い関係者輸送ルートに指定された緊急輸送ルートについても、発災時には、地域防災計画等に基づき、緊急輸送ルートとしての確保に向けた調整を実施する。

【総務局】

- 必要に応じて、都災害対策本部救出救助統括室内に航空運用調整班を設置し、NOTAM 発出の要請等により、災害現場上空の航空機の安全運航を図る。
- 大会開催中の災害時における航空機の運航等について定めた災害対応計画に基づき、安全な運航を図る。
- 競技会場、練習会場、その他大会関連施設等と重複・近接しているヘリコプター緊急離着陸場の現況を把握するとともに、航空機の運航等に向けた調整を実施する。

(2) 医療救護活動

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

- 都民・訪都者の負傷等により、医療需要が高い被災現場等に医療救護班及び東京 DMAT を派遣する。

【福祉保健局、病院経営本部】

- 競技会場周辺の医療機関と連携した、負傷者の迅速な受入れに向け調整する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 医療スタッフや普通救命講習等を受講した大会スタッフ等による簡単な応急処置を東京 2020 組織委員会に要請する。
- 競技会場外の負傷者のトリアージや応急処置のため必要があると判断した際には、ペリメーターの開放を都市オペレーションセンターを通じ東京 2020 組織委員会に要請する。
- 競技会場内に設置された選手用・観客用医務室への負傷者搬送等の支援を東京 2020 組織委員会に要請する。
- 現場への医療救護班の派遣や医療機関確保の判断情報となる、会場内外の負傷者数を都市オペレーションセンターを経由して都災害対策本部に報告する。

【福祉保健局】

- 区市町村からの要請を受け、訪都者等が多数被災していると想定される大会開催エリア周辺や観光地周辺の病院及び医療救護所等への医薬品の供給を行う。

【病院経営本部】

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度体制(JMIP)の認証を受けた都立病院において、外国人へ適切な処置を実施する。

(3) 物資調達活動

【総務局、協定団体】

- 訪都者の増加に伴い、食料品・生活必需品等の物資の不足が見込まれる施設等に協定事業者等による支援を実施する。
- 他縣市や国等と連携し、広域的な支援による物資の受入れを行う。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内にて保護・収容した観客等への物資配布に向け、東京 2020 大会パートナー等に、災害時物資調達支援協定等に基づき協力を要請する。
- 要配慮者への対応も念頭に、一時的に会場内に留まる観客等への支援のため、必要な物資の確保に向けた対策の検討を行う。

(4) 避難者対策

【総務局、福祉保健局】

- 避難所、二次(福祉)避難所などへの被災者の避難状況を踏まえ、被災者の円滑な避難に向けたデジタルサイネージや防災アプリ等のICTツール等の活用を検討するなど、区市町村の避難者対策を支援する。

【福祉保健局】

- 「福祉保健局災害対策活動マニュアル」に沿って、避難所に関する区市町村への支援を行う。

【生活文化局】

- 区市町村等の要請により、防災(語学)ボランティアを避難所等に派遣し、外国人被災者の支援(通訳等)を行う。

(5) ライフラインの応急対策

【水道局】

- 災害時給水ステーションのうち、訪都者が数多く滞留する競技会場周辺などにおいて応急給水を実施する。
- 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設への供給ルートの被害状況を把握するとともに、通水確保のための作業を行う。

(6) ご遺体の取扱い

【福祉保健局】

- 区市町村の要請に基づき、ドライアイスや葬祭用品の供給を手配する。

【警視庁】

- 訪都者のご遺体について、身分証明書等により出身地等を明らかにし、死亡場所等を記録した上で遺体安置所に搬送する。
- 外国人の場合は、区市町村や在京大使館等の関係機関と連携し、ご遺体の遺族等への引渡しを実施する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が区市町村を通じて入手した外国人のご遺体等に関する情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供する。

(7) 夏季酷暑対策

【生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、東京消防庁】

- 外国人旅行者等を含む訪都者等に対して、熱中症等の注意喚起を行う。

【環境局】

- 光化学スモッグ注意報発令時等において、訪都者等に対して、光化学スモッグの注意喚起を行う。

【総務局、生活文化局、福祉保健局】

- 熱中症対策に係る用品について、協定締結事業者等に支援を要請する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 水道局との応急給水に関する調整について、事前の想定や当日の競技会場周辺の状況に基づき実施する。
- 大会スタッフ等による観客等の熱中症患者への対応支援を東京 2020 組織委員会に要請する。

【病院経営本部】

- 全ての都立病院で、大会期間中の熱中症患者の受入体制を確保する。

【東京消防庁】

- 大会スタッフ等と連携した熱中症患者の対応を実施する。

【水道局】

- 競技会場周辺エリアや観光地等の訪都者が多く滞留する地域において、災害時給水ステーションにおける応急給水を実施する。

4.3 会場周辺における観客等の避難措置

首都直下地震等の発生時に、競技会場等から避難してきた観客がラストマイルに滞留し、地域住民の避難や救出救助活動への支障、二次災害に巻き込まれることへの危険性を防ぐため、都は、東京2020組織委員会等と緊密に連携し、適切な避難誘導の実施や一時的な避難場所の開設などにより影響を最小化する。

(1) 事前の取組

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 災害時の避難方針について、東京2020組織委員会の避難基本計画等と整合性を図るとともに、事前に競技会場ごとに一時的な避難場所やその場所までの経路の選定等、避難措置に必要な事項を東京2020組織委員会等と連携して検討する。

(2) 避難の方針決定

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 東京2020組織委員会及び施設管理者が実施する競技会場などの施設の安全点検等の結果や、競技会場内の状況に関する情報収集を、都市オペレーションセンターを通じ実施する。
- 施設の安全点検等の結果、競技会場内の観客等を競技会場外へ避難させることとなった場合は、都市オペレーションセンターを通じて観客等の避難状況に関する情報収集を実施する。また、競技会場内にとどまらせることとなった場合は、保護状況を、都市オペレーションセンターを通じて関係機関と情報共有する。
- 競技会場内に安全な空きスペースがあるようであれば、ペリメーターの開放にあわせ周辺滞留者等の競技会場内での保護・収容を、都市オペレーションセンターを通じ東京2020組織委員会に要請する。

(3) 一時的な避難場所の開設および誘導経路の決定

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内の観客等を競技会場外へ避難させることとなった際は、警察等の治安維持機関、東京 2020 組織委員会及び関係区市をはじめとする関係機関等と調整し、一時的な避難場所及び当該場所までの経路を決定する。
- 一時的な避難場所を開設する場合は、運用開始前に必ず当該場所及び誘導経路の安全を確認する。

【各局】

- 待機する場所等が不足し、治安維持機関、東京 2020 組織委員会などの関係機関から都市オペレーションセンターを通じて要請があった場合は、必要に応じ、所管施設の提供に関する調整に協力する。

(4) 観客等の避難誘導

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 多言語に配慮した避難誘導について、東京 2020 組織委員会と連携し実施する。
- 観客等の避難先の情報だけでなく、その周辺の危険個所の情報についても、都市オペレーションセンターを通じて、東京 2020 組織委員会や競技会場に連絡する。
- 競技会場周辺における使用可能な大会関連施設において、要配慮者等を一時的に受け入れ、安全を確保するよう東京 2020 組織委員会及び施設管理者に対し要請する。また、要配慮者等の適切な誘導について、東京 2020 組織委員会等と調整する。
- 避難に際し、有効な場所に立地するデジタルサイネージについて移動先や留意点等の広報を要請する。

【施設管理者】

- 東京 2020 組織委員会と連携し、競技会場等の施設安全点検等を実施するとともに、被災状況等に
応じて、競技会場等及び周辺の一時的な避難場所等において、観客等の円滑な受入れを実施する。
- バリアフリー化された設備や、多言語対応したスタッフ体制等が確保されている一時的な避難場所等に、支援が必要な要配慮者等を受け入れる。
- 避難する観客等に対し、都市オペレーションセンター等を通じて収集した情報を、競技場内設備(大型スクリーン等)を用いて提供する。

【総務局】

- 都市オペレーションセンターを経由して、一時的な避難場所の開設等の情報収集を行い、SNS(ツイッター)やその他の効果的な情報発信方策を用いて、広く情報提供を行う。
- 都市オペレーションセンターを経由して、一時的な避難場所での受入状況についての情報収集に努め、都災害対策本部会議等を通じ各局に情報共有を図る。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が区市町村や民間事業者等を通じて入手した一時的な避難場所等に受け入れられている外国人の情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供する。

【警視庁】

- 競技会場内外にて東京 2020 組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難誘導の措置が効率的に行われるよう、自治体等と連携の上、積極的な現場広報を行うとともに、あらかじめ指定されている避難場所や一時的な避難場所等に観客等を誘導する。

(5) 一時的な避難場所の運営

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 東京 2020 組織委員会と連携して、一時的な避難場所の運営を行う。一時的な避難場所では、以下の業務が想定される。
 - ① 観客等の安全確認
観客等の負傷の有無を確認し、負傷者を発見した場合は、ラストマイル上の救護所への案内、救急隊の要請や近隣医療機関の紹介など、必要な措置を行う。
 - ② 選手や大会関係者の把握
一時的な避難場所の利用者の中に、選手や大会関係者が含まれていないか確認するとともに、利用を把握した場合は、速やかに東京 2020 組織委員会及び必要な関係機関に連絡する。
 - ③ 一時的な避難場所への情報提供
大会運営情報を提供するため、東京 2020 組織委員会に職員の派遣を要請する。また、交通機関の運行情報については、輸送センターから情報を収集し、提供する。
都市オペレーションセンターを通じて、周辺の一時滞在施設の開設状況や応急給水施設、医療救護所、避難勧告の発令状況等について、提供する。
 - ④ 避難者への飲料等の提供
熱中症予防のための飲料水など、現場に必要な物資を把握し、関係局、関係機関に提供に向けた検討を要請する。

4.4 タイムライン

(1) 首都直下地震等

関係機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な応急対策活動を連携して実施できるよう、発災時に都及び関係機関が行う主な応急対策活動について、誰が、いつ、どのような活動を行うのか、あらかじめ想定し、次ページの表のとおり整理する。

(2) 風水害

台風が発生し、首都圏に影響が出ると予測される場合は、都市オペレーションセンターや庁内各局、区市町村等と進路等の気象情報を共有する。

台風の接近等により都内に気象警報が発表され、局地的な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、都災害即応対策本部等を設置して、都市オペレーションセンターや関係各局、関係区市町村、関係機関と災害情報を共有するとともに必要な応急対策を実施する。

都内で大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、都災害対策本部等を設置して、重要な災害情報の収集と伝達、災害派遣要請、区市町村の相互応援、都市オペレーションセンターと連携した対応、庁内の総合調整等、応急対策を実施する。



図 風水害のタイムライン（イメージ）

(1)本部態勢(発災~72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	30分	1時間	2時間	2時間	3時間	6時間	6時間	9時間	12時間	12時間	24時間	36時間	48時間	72時間	
被害等の情報収集			都職員(災害対策職員に居住している職員)が参加開始	大会期間中における発災を想定した非常配備態勢に基づき都職員が参集												
			警察署、消防署による管内の被害状況把握	警視庁、東京消防庁	道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放棄車両の状況について情報を収集(警視庁)											
			都内に展開し情報収集開始(自衛隊)													
			システムの立ち上げ(システム、ヘリテレ、高所カメラ等)													
都民への情報発信 都民からの問合せ対応 報道対応			HP、Twitterによる情報発信(以降、随時実施)(広報チーム、夜間防災連絡室、帰宅困難者対策部門)													
			知事メッセージ発表(報道部門)													
			プレス発表(以降、随時実施)(報道部門、各局、報道機関)													
			帰宅困難者への情報発信(帰宅困難者対策部門)													
災害対策本部会議の 開催			知事へ地震概要の報告													
			本部長等参集状況確認(庶務部門)													
応援部隊の受入れ その他			警察災害派遣隊の派遣要請(警視庁)													
			緊急消防援助隊の派遣要請(応急対策指令室、東京消防庁)													
			自衛隊への災害派遣要請(応急対策指令室-自衛隊)													
			災害救助法適用の事前連絡(応急対策指令室-国)													
大会特有の 新たな取組																

(2) 救出・救助、消火 (発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間	3時間	6時間	6時間	9時間	12時間	12時間	24時間	36時間	48時間	72時間	
人命救助、消火	職員参集・被災情報共有 (随時実施)	→															
	特殊救助隊、機動隊、警察等による救出救助活動(警視庁)	→															
	消火活動及び救出救助活動(東京消防庁)	→															
	地震・津波情報の発信及び注意喚起(夜間防災連絡員・参集職員一区市町村一住民)	→															
	初動対応部隊臨時救援活動開始(自衛隊)																
	医療搬送における車両等の調整(救出救助被災者)																
	陸上自衛隊都庁現地調整所委員を派遣開始(自衛隊)																
	現地機動隊が大規模救出救助活動拠点に集結・拠点運営開始(都職員)																
	避難誘導(警視庁)																
	孤立集落における被災者の救出救助等(警視庁)																
ヘリコプターや巡視艇による孤立者等の救助、漂流船舶の捜索等(海上保安庁)																	
救出救助活動、津波漂流者等の海面捜索・救助、孤立集落における被災者の救出救助等(自衛隊)																	
警察災害派遣隊等による救出救助活動(警視庁)																	
救出救助に係る体制整備	職員参集・被災情報共有(随時実施)	→															
	警備要員参集(警視庁)	→															
	各消防署の活動状況把握(以降、随時実施)(東京消防庁)	→															
	機動隊等の運用調整及び活動状況把握(警視庁)	→															
	都庁連絡室の設置(警視庁及び東京消防庁)																
	消防応援活動調整本部の設置及び全国からの応援部隊受け入れに関する調整(東京消防庁)																
	都庁連絡室の設置(海上保安庁)																
全国からの応援部隊受け入れに関する調整(進出経路、活動拠点、役割など)(自衛隊)																	
交通テレビシステム、車両感知器、映像表示システム、情報共有システム、テレビ会議システム等を用いて被害状況及び交通状況について情報を収集(警視庁)																	
道路状況把握 交通規制 緊急道路障害物除去	職員参集・被災情報共有(以降、随時実施)	→															
	道路状況等の把握(以降、第一次交通規制実施)(警視庁)	→															
	巡回点検、状況報告、緊急道路障害物除去(以降、随時実施)(建設局等道路管理者)																
	道路点検等により緊急輸送ルートの被害状況や通行不可能状況の情報を収集(建設局、港湾局)																
	警察庁等と調整後、第二次交通規制実施(警視庁)																
	職員参集・医療機関等の被災情報共有(以降、随時実施)																
警察災害派遣隊(広域緊急援助隊(交通部隊))による活動(警視庁)																	
道路管理者及び交通管理者等からの道路点検結果を災害情報システムに入力し、各機関で共有(総務局)																	
治安維持活動	街頭警戒活動(警視庁)	→															
	警戒区域・避難所等警戒(警視庁)	→															
広域的な応援	全国からの応援部隊随時到着(東京消防庁)																
	警察災害派遣隊等による活動(警視庁)																
	全国からの応援部隊随時到着(自衛隊)																
	国外救助チーム到着																
大会特有の新たな取組	航空運用調整室の設置判断及び安全運航に必要な初動措置(総務局)																
	災害現場上空の航空機の安全運航、大会開催中の災害時における航空機の安全な運行(総務局)																
	警視庁や東京消防庁、自衛隊、海上保安庁などの各機関に代替地の調整状況を改めて情報提供(総務局)																

(3) 道路調整 (発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間
道路被害情報の収集・整理	徒歩や車両による巡回点検に基づき、被害情報を収集し、DISシステム等を活用し都本部へ報告 (以降、随時実施) (都職員・協力事業者→総務局・建設局等)													
	警察署等による道路被害情報収集活動 (警視庁)													
	ヘリによる被害情報収集活動 (警視庁及び東京消防庁)													
	都災害対策本部内に道路調整チームを設置													
	道路調整チーム構成機関へ、道路状況に関する随時・定時報告を依頼→報告を受け、被害状況を作成地図に落とし込み、随時資料化 (道路調整チーム)													
	都隊進出経路、大規模救出活動拠点・災害拠点病院周辺の道路被害に関する問合せ→随時回答 (道路調整チーム→警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・災害拠点病院)													
緊急道路障害物除去資機材の配分	救出・救助部隊からの重機あっせん要請 (警視庁・東京消防庁→道路調整チーム)													
	道路調整チーム内での提供可能な重機のあっせん調整→あっせん可能な事業者 (重機) の連絡先 (担当者) 等を紹介 (道路調整チーム)													
	道路空間に必要な重機が不足する場合は、国・他道府県等へ応援依頼 (道路調整チーム→国・他府県市広域調整部門)													
	道路空間部隊からの重機あっせん要請 (陸上自衛隊→道路調整チーム)													
人命救助のためのルート確保・緊急輸送ネットワークの確保	緊急輸送ルート確保の方針検討 (応急対策指室、道路調整チーム等)													
	緊急輸送ルート確保の方針決定 (都本部)													
	被災状況や各道路管理者等からの点検結果等も踏まえ、ルート確保に向けた対応実施 (応急対策指室、道路調整チーム等)													
	機動隊等部隊進出経路の確保 (警視庁)													
	救出・救助部隊の部隊進出経路に関する調整 (警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊→道路調整チーム)													
	負傷者搬送経路に関する調整 (警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・災害拠点病院→道路調整チーム)													
	救出・救助部隊及び負傷者搬送に係る優先的啓開路線の調整 (道路調整チーム)													
	災害拠点病院等への燃料供給のルートに係る調整 (石油連盟・都石油商業組合→道路調整チーム)													
	災害拠点病院等への燃料供給に係る優先的啓開路線の調整 (道路調整チーム)													
	都トラック協会・東京都生協連等との支援物資搬送ルートに係る調整 (都トラック協会・東京都生協連→道路調整チーム)													
ターミナル事業者との支援物資搬送ルートに係る調整 (全統協→道路調整チーム)														
支援物資搬送に係る優先的啓開路線の調整 (道路調整チーム)														
港湾・空港・河川・公園の被害情報収集	職員参集とともに東京港 (海上輸送基地、防災船着場等) の被害情報及び使用の可否を確認 (以降、随時実施) (道路調整チーム→港湾局・海上保安庁等)													
	職員参集とともに都内の空港やヘリポート、関東エリアの空港の被害情報・使用の可否を確認 (以降、随時実施) (道路調整チーム→港湾局・国土交通省東京航空局等)													
	職員参集とともに都内の河川・防災船着場・緊急用河川敷道路等の被害情報及び使用の可否を確認 (以降、随時実施) (道路調整チーム→建設局等)													
	職員参集とともに都内の都立公園の被害情報及び使用の可否を確認 (以降、随時実施) (道路調整チーム→建設局)													
	収集した情報を基に部隊進出手段・経路を検討 (道路調整チーム)													
収集した情報を基に負傷者搬送手段・経路を検討 (道路調整チーム)														
収集した情報を基に住居避難の手段・経路を検討 (道路調整チーム)														
収集した情報を基に支援物資搬送手段・経路を検討 (道路調整チーム)														
大企業特有の新たな取組														

(4) 医療救護 (発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間
医療救護に係る体制整備	職員参集(総務局、福祉保健局等) → 一参集後、医療救護チームを設置														
	都災害医療コーディネーター参集・地域災害医療コーディネーター等医療対策拠点を設置														
	人的・物的被害、ライフライン、主要道路等の状況把握及び共有(以降、随時実施)(医療救護チーム・福祉保健局、災害拠点病院、区市町村、東京消防庁、都医師会等)														
	医療機関の状況、東京DMATの編成・活動状況等の把握及び共有(以降、随時実施)(医療救護チーム・福祉保健局、災害拠点病院、区市町村、東京消防庁、都医師会等)														
東京DMAT・都医療救護班等による医療救護活動	東京DMAT待機要請・出場可否確認(福祉保健局→東京DMAT指定病院)														
	東京DMAT派遣先等の調整・決定(福祉保健局 医療救護チーム) → 医療需要の高い被災現場等に東京DMATを派遣【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】														
	東京DMATの出場命令(福祉保健局 医療救護チーム) → 東京DMAT指定病院)														
	東京消防庁DMAT連携隊の派遣(福祉保健局 医療救護チーム) → 救出救助統括室→東京消防庁)														
	東京DMATによる救護活動														
	医療救護班等の編成・派遣要請(福祉保健局→都医師会、日本赤十字社、都立病院等)														
	医療救護班等による救護活動(都医師会、日本赤十字社、都立病院等) → 医療需要の高い被災現場等に医療救護班を派遣【福祉保健局、病院経営本部】														
日本DMAT等応援医療チームの受入れ・派遣調整(福祉保健局 医療救護チーム・都災害医療コーディネーター) → 国(厚生労働省)及び他道府県)															
地域医療搬送・広域医療搬送	SCUの設置(医療救護チーム・福祉保健局)														
	搬送先医療機関の確保調整(福祉保健局 医療救護チーム・都災害医療コーディネーター) → 国(厚生労働省)及び他道府県)														
	車両、航空機等による搬送手段の確保(医療救護チーム → 救出救助統括室 → 警視庁、東京消防庁、海上保安庁、自衛隊等)														
	SCUの運営、広域医療搬送調整(医療救護チーム・福祉保健局 → 国(厚生労働省))														
医療物資の調達	医療機関・医療救護所では備蓄した医薬品を使用(医療機関・医療救護所)														
	災害薬事センターの設置(区市町村)														
	災害薬事センターの設置状況の把握(福祉保健局)														
大会特有の新たな取組	防都者等に対する熱中症等の注意喚起(生活文化局、オリパラ準備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、東京消防庁)														
	光化学スモッグ注意報発令等において、防都者等に対して光化学スモッグの注意喚起(環境局)														
	医療スタッフや普通救命講習等を受講した東京2020大会スタッフ等による簡単な応急処置を東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	東京2020大会スタッフ等による観客等の熱中症患者への対応支援を東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	東京2020大会スタッフ等と連携した熱中症患者の対応を実施(東京消防庁)														
	競技会場外の負傷者のトリアージや応急処置のため必要があると判断した際には、ペリメーターの開放を都市オペレーションセンターを通じて東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	競技会場内に設置された選手・観客用医療室への負傷者搬送等の支援を東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	全ての都立病院で、大会期間中の熱中症患者の受入体制を確保する(病院経営本部)														
	競技会場周辺の医療機関と連携した、負傷者の迅速な受入れに向け調整【福祉保健局、病院経営本部】														
	外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証を受けた都立病院における外国人への適切な処置の実施【病院経営本部】														

凡例 : 開始 ● 完了 ○ 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ○ 継続 →

活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間
物資調達等に係る体制整備	職員参集 (総務局、財務局、福祉保健局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場及び港湾局) → 参集後、物資・輸送調整チームを設置													
	関係団体の被害状況を確認 → 確認後、参集要請 (都トラック協会、日本自動車7ヶ、全流協、倉庫協会、生協、都石油商業組合、石油連盟及び7&i)													
	関係団体のLOが都本部へ順次参集 (全流協、倉庫協会、生協、都石油商業組合、石油連盟及び7&i)													
	関係団体が備蓄倉庫等へ順次集集 (都トラック協会、日本自動車7ヶ、全流協)													
	地域内輸送拠点の設置を確認 (物資・輸送調整チーム→区市町村調整部門→区市町村)													
プッシュ型支援・備蓄物資の放出			都備蓄倉庫等の被害状況の確認及び抽出準備 (福祉保健局→都トラック協会)											
			区市町村の被害状況からプッシュ型支援を検討 (物資・輸送調整チーム、応急対策指令室)											
			プッシュ型支援の決定 (物資・輸送調整チーム、応急対策指令室)											
			都備蓄倉庫から抽出し、地域内輸送拠点へ (都トラック協会→区市町村)											
			国・他県市からプッシュ型支援の申出 (国・他県市広域調整部門)											国・他県市からプッシュ型支援物資の受入れ (広域輸送基地)
物資の調達・搬送			燃料等緊急な物資要請への対応 (以降、随時実施) (物資・輸送調整チーム→国、関係団体)											
			広域輸送基地の開設 (総務局、福祉保健局、日本自動車ターミナル、全流協等)											
			協定団体に物資の要請【～正午】 (物資・輸送調整チーム→日本TCGF、7&i、生協等)											
			協定団体に物資の要請【～正午】 (物資・輸送調整チーム→日本TCGF、7&i、生協等)											
			調達可能物資の情報提供【～15:00】 (日本TCGF、7&i、生協等→物資・輸送調整チーム)											
物資の搬送														
大会特有の新たな取組														

(6) 避難者対策(発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ○ 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ○ 継続 →

活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間	
避難誘導	地震規模・津波情報等の情報収集(都、区市町村及び関係機関)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地震・津波情報を区市町村へ発信(都本部→区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難場所の安全確認を実施(施設管理者)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難勧告又は指示を発令、警察署・消防署への連絡(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難の指示に従わない者に対する説得、警察官職務執行法に基づく措置(警視庁)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	へり、広電車等を活用した避難勧告等の伝達(警視庁・東京消防庁→住民)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民を避難誘導(随時)(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
要配慮者に関する情報収集、安否確認等を実施(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被災状況を簡潔し、必要な情報の関係機関への通報(東京消防庁→都・区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
避難所の開設・運営	避難所の安全確認を実施(施設管理者)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所の開設・運営、仮設トイレの設置(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所(都立学校)開設における協力(教育庁)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所の情報収集開始(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所開設状況、要配慮者の情報把握(随時実施)(福祉保健局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所における食料、生活必需品等の供給開始(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所運営への協力(教育庁)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難所の情報を関係機関へ報告(区市町村→区市町村調整部門、警察署及び消防署)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	区市町村の依頼により、災害用トイレの広域調整(区市町村→区市町村調整部門→物資・輸送調整チーム→国他県市広域調整部門)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「福祉保健局災害対策活動マニュアルに沿って、避難所に關する区市町村への支援(福祉保健局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボランティアセンター支援(生活文化局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水再生センターや指定マンホールでのし尿の受入れ(区市町村→下水道局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
避難所へのボランティア派遣(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秩序維持のための避難所対策部隊の配置(警察庁)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放き出し等準備(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
区市町村の要請に応じた防災(語学)ボランティアの避難所等への派遣のための情報把握等(生活文化局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被災者の円滑な避難に向けたデジタルサイネージや防災アプリ等、ICTツール等の活用を検討するなど、区市町村の避難者対策を支援【総務局、福祉保健局】	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
避難者の移送(広域避難)	各避難所(避難所及び二次避難所)における避難者数の把握(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	広域避難の必要な送付患者等の把握(区市町村)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	移送車両の確保に向けた事前調整(財務局→東京バス協会等)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	都内非被災区市町村や九都県市・全国知事会等との事前調整(区市町村調整部門、国・他県市広域調整部門)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大倉特有の新たな取組	避難者の移送要請(区市町村→福祉保健局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	避難者の移送調整開始(区市町村調整部門、福祉保健局)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(7) 帰宅困難者対策 (発災～1週間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間	1週間	
都民への呼び掛け、 情報発信・提供等		Twitter、ポータルサイト等で一斉帰宅抑制の呼び掛け (帰宅困難者対策部門)															
			知事会見及び記者発表資料で一斉帰宅抑制の呼び掛け (帰宅困難者対策部門)														
				混雑情報・鉄道の運行状況等をポータルサイトに掲載 (随時実施) (帰宅困難者対策部門)	→												
一時滞在施設の 開設・運営等		一時滞在施設の安全や周辺状況の確認 (施設管理者)															
			一時滞在施設へ開設依頼 (帰宅困難者対策部門→部施設管理者)														
				一時滞在施設の開設情報を集約 (帰宅困難者対策部門)													
				帰宅困難者の受入開始 (施設管理者)													
					倉庫の被害状況確認 (帰宅困難者対策部門)												
					物資の出庫準備依頼 (帰宅困難者対策部門)												
					トラックと運転手の手配 (帰宅困難者対策部門→物資・輸送調整チーム)												
										共助による一時滞在施設の運営 (施設管理者・帰宅困難者)	→						
										出庫時間の連絡調整等 (帰宅困難者対策部門)	→						
											物資が不足した施設への支援調整 (帰宅困難者対策部門→物資・輸送調整チーム)	→					
										物資の搬送開始 (倉庫業者、トラック協会等)	→						
															一時滞在施設の閉鎖情報集約 (帰宅困難者対策部門)		
																受け入れた帰宅困難者の帰宅開始	
災害時帰宅支援 ステーションの 開設・運営等								店舗等の施設の安全や周辺の被害状況等を確認 (協定締結事業者)									
								災害時帰宅支援ステーションの開設依頼 (帰宅困難者対策部門)									
													状況に応じて、順次、災害時帰宅支援ステーションを開設 (協定締結事業者)	→			
																順次、災害時帰宅支援ステーションを開設 (協定締結事業者)	
																順次、災害時帰宅支援ステーションを閉鎖 (協定締結事業者)	
大企業特有の 新たな取組																	

(8) ライフライン (発災～1週間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間	1週間
ライフライン復旧等に 係る体制整備	職員参集 (各ライフライン事業者 (水道局、下水道局含む)) →ライフライン調整チームを設置															
	施設等の被害情報収集・共有 (随時実施)															
	各ライフライン事業者 (水道局、下水道局含む) の被害状況を確認															
	ライフライン事業者へ道路等の情報を提供															
	優先復旧施設の検討・設定															
	区市町村の依頼を受け、下水道施設へのし尿の受入調整 (下水道局)															
ライフラインの復旧等	応急給水の準備・開始 (水道局、区市町村等)															
	施設の点検、及び応急措置後、使用可能施設を運営 (各ライフライン事業者)															
	参集した職員等が、二次災害等の防止のための応急措置 (各ライフライン事業者)															
	復旧計画等に基づき、応急復旧開始 (各ライフライン事業者)															
	被害状況や復旧状況を確認し、チームに報告 (各ライフライン事業者→ライフライン調整チーム)															
	首都中核機関及び災害拠点病院等の重要施設への供給ルートの被害状況を把握するとともに、通水確保のための作業を実施【水道局】															
大倉特有の 新たな取組	会場周辺や観光地も含めた、応急給水の実施(水道局、区市町村等)															

(9) ご遺体の取扱い (発災~1週間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

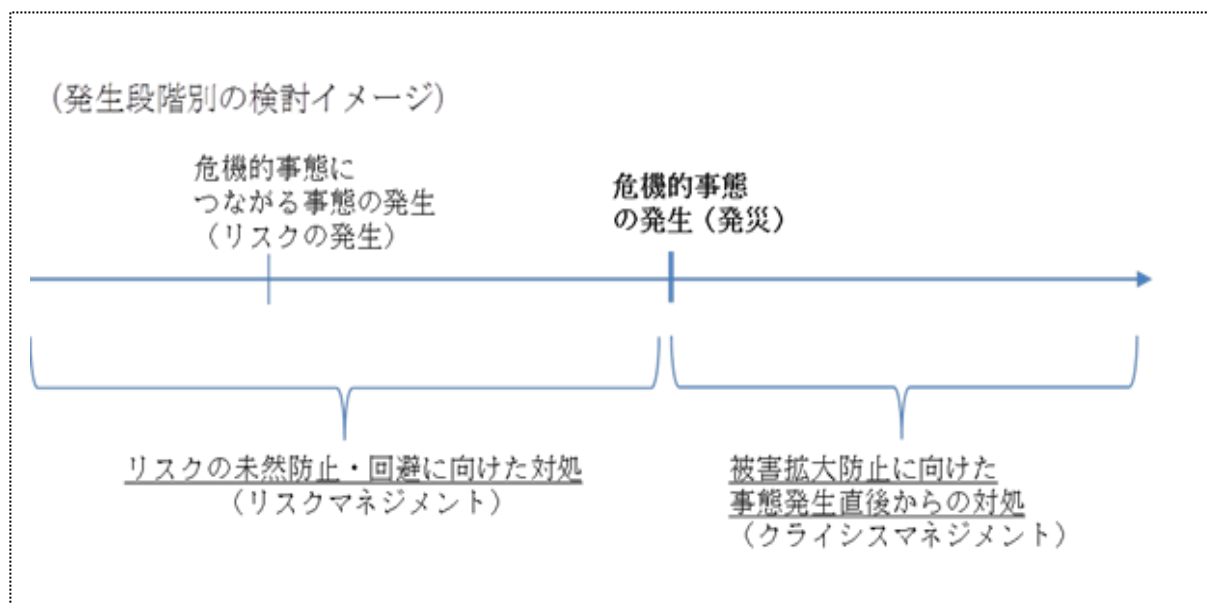
活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間	1週間
ご遺体の捜索・収容	救出救助活動に伴い、発見したご遺体を収容(以降、随時実施) (警視庁及び自衛隊) 訪都者のご遺体について、身分証明書等により出身地を明らかにし、死亡場所等を記録した上で遺体安置所に搬送する【警視庁】															
	遺体収容所の設置(区市町村)															
	遺体収容所設置について報告(以降、随時設置状況を把握) (区市町村→区市町村調整部門、福祉保健局及び警視庁)															
	遺体収容所設置について住民に周知(区市町村)															
検視・検案・身元確認	区市町村の要請に基づきドライアイスや保冷用品の供給を手配【福祉保健局】															
	知事より検案を命じる(知事→監察医務院)															
	検視班編成、遺体収容所に派遣(警視庁)															
	検案班編成、遺体収容所に派遣(監察医務院)															
	身元確認班編成、遺体収容所に派遣(東京都歯科医師会)															
	警察災害派遣隊(広域緊急援助隊(刑事部隊)による活動(警視庁)															
	検視班による検視の実施(警視庁)															
	検案班による検案の実施(監察医務院)															
	資器材及び搬送車両を確保(区市町村)															
	区市町村で資器材や搬送車両を確保できない場合、都に協力要請(区市町村→区市町村調整部門→物資・輸送調整チーム)															
	検案の人員が不足する場合、協力機関に応援要請(福祉保健局→日本法医学会、都医師会、日赤東京都支部)															
	火葬	火葬場の被災状況の把握(区市町村)														
火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告(火葬場事業者→福祉保健局)																
広域火葬の応援・協力を要請(区市町村→福祉保健局) 応援可能な火葬場の協力体制を整理し、被災区市町村ごとの割り振りを通知(福祉保健局→被災区市町村)																
火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告(火葬場事業者→福祉保健局) 割り振られた事業者と火葬方法等の調整(区市町村→火葬事業者)																
広域火葬の実施を決定(福祉保健局) 遺体搬送手段の確保(区市町村)																
広域火葬の応援・協力を要請、周知(福祉保健局→区市町村調整部門→都内非被災区市町村→福祉保健局→国・他県市広域調整部門→国・近隣圏) 遺体搬送手段の確保の要請(区市町村→福祉保健局→財務局、救出救助威括室及び協力事業者)																
広域火葬の実施を住民に周知(区市町村) 火葬の応援要員の派遣(都内非被災区市町村及び近隣圏)																
火葬要員派遣の手配要請(火葬事業者→福祉保健局) 広域火葬の実施(都内非被災区市町村及び近隣圏)																
火葬要員の派遣要請(福祉保健局→区市町村調整部門→都内非被災区市町村) (福祉保健局→国・他県市広域調整部門→近隣圏) 火葬の実施(近隣圏以外の県)																
身元不明のご遺体の火葬(区市町村) 引取り人がいない遺骨は一年間保管(区市町村)																
大倉特発の新たな取組	外国人のご遺体の搬送と安置(警視庁)、都災害対策本部が入手した外国人のご遺体等に関する情報を速やかに在京大使館等へ提供(政策企画局)															

V. [感染症対策分野]

1. 感染症対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 東京 2020 大会においては、諸外国から選手団をはじめとする大会関係者、観客らが東京を訪れ、国内からも多くの人々が集まるため、様々な感染症の発生リスクが高まる。
- 都民及び大会期間中に訪都者(以下「都民等」という。)の生命・健康を守り、生活や社会機能の維持、円滑かつ安定的な大会運営を図ることは、開催都市の責務である。
- 本対処要領(感染症対策分野)は、感染症の発生・拡大が、都民等の健康に重大な影響を及ぼし、大会運営に支障が生じる事態(以下「危機的事態」という。)につながることを回避し、万が一、危機的事態に至った場合にも、速やかに被害拡大防止のための対策等を講じられるよう、定めるものである。



- 本対処要領(感染症対策分野)では、大会期間中に関係機関と連携して迅速・適切に対策を実施するための体制を構築することを主眼として、対応の方針、対策の実施内容や各組織の役割、組織間の調整方法等について定める。

1.2 危機的事態の定義

● 基本的な対応

感染症発生時の基本的な対応は、感染症法等の関係法令や、これに基づく東京都感染症予防計画、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、東京都蚊媒介感染症行動計画及び各種マニュアルに従って実施する。

● 「危機的事態」の定義

本対処要領(感染症対策分野)では、感染症の発生・拡大による「危機的事態」の未然防止・回避、危機的事態発生時の対応の両面で対策に取り組むこととしている。

危機的事態については、本対処要領(感染症対策分野)の感染症対策分野の策定目的に鑑み、感染症が発生した場合(都外・国外を含む。)の大会運営への影響度を考慮し、以下のように定義する。

【危機的事態】

感染症の発生・拡大により、都民等の健康に影響を及ぼし、大会運営に支障が生じる可能性があり、以下の対応を検討する必要がある状況

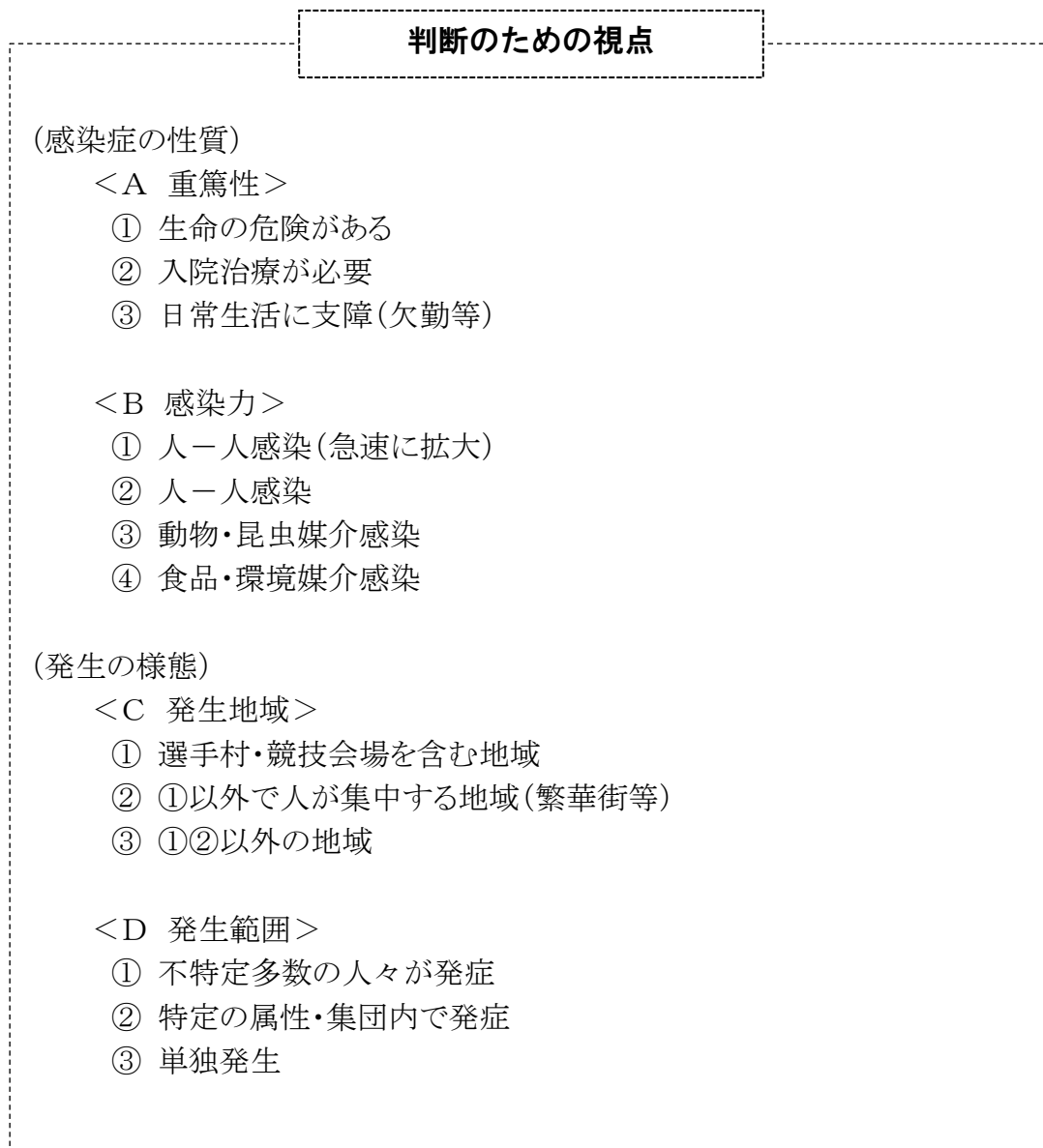
- 競技の中止・順延等
- 選手・関係者並びに観客、地域住民等の安全確保を図る対策
- 被害拡大防止のため広域的・組織横断的な対応

※ 準危機的事態

大会運営に直接的な支障は生じないが、都内での感染症発生のおそれや、大会関連の物資・サービスの提供等に影響を及ぼすおそれがあり、状況を注視しつつ、限定的な対策実施の検討が必要な事態である場合、「準危機的事態」として、危機的事態に準じた体制で対応する。

1.3 危機的事態の判断基準

- 現に発生している状況が危機的事態等に該当するかどうかの具体的な判断を行う場合には、発生した「感染症の性質」と「発生の様態」の組合せから、どの程度大会運営に影響を及ぼすおそれがあるかを考慮する。



- AからDのそれぞれの内容・状況を考慮し、どのような場合に危機的事態と考えるべきかについて、考え方の整理を行う。

【危機的事態の判断の考え方（例示）】

感染症の例・ 感染症の性質	発生の様態	危機的事態 の考え方
<p>エボラ出血熱、 中東呼吸器症候群(MERS)な ど</p> <p>【A 重篤性】 ①生命の危険がある</p> <p>【B 感染力】 ①人一人感染 (急速に拡大) ②人一人感染</p>	<p>【C 発生地域】 ①選手村・競技会場を含む 地域 ②人が集中する地域 (繁華街等)</p> <p>【D 発生範囲】 ①不特定多数の人々 ②特定の属性・集団内 ③単独発生(行動歴、濃厚 接触者の有無を考慮)</p>	<p>大会運営に支障が 生じ、競技の中止・ 順延等を検討する 必要がある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">危機的事態</p>
<p>腸管出血性大腸菌感染症、 デング熱、麻しん、 侵襲性髄膜炎菌感染症 など</p> <p>【A 重篤性】 ①入院治療が必要 ②日常生活に支障</p> <p>【B 感染力】 ①人一人感染 ②動物・昆虫媒介感染 ③食品・環境媒介感染</p>	<p>【C 発生地域】 ①選手村・競技会場を含む 地域</p> <p>【D 発生範囲】 ①不特定多数の人々 (大規模発生、感染源・ 経路等不明の場合)</p>	<p>発生状況等を考慮 し、大会継続に向 けて対応する。</p>

※ 危機的事態の判断基準については、今後、専門家の意見も踏まえながら、具体的に想定される状況を考慮に入れ、整理を進めていく。

2. 危機管理体制

東京 2020 大会における通常時及び危機的事態発生時の庁内関係部署、区市保健所及び関係機関間の情報集約・提供、連絡調整の方法等を明確化し、リスクに適切に対応できる体制を構築する。

2.1 感染症対策における各組織の役割

- 感染症対策に係る各組織・部署は、それぞれ所管する法令等に従い、関係機関とも連携・協力して、通常時から基本的な対策を実施する。

部署・機関名		役割・基本的な対策
東京都	総務局	全庁的な危機管理体制
	オリンピック・パラリンピック準備局	都市オペレーションセンターの設置、東京 2020 組織委員会、庁内各局との連絡調整
	福祉保健局	
	総務部	総務局総合防災部、オリンピック・パラリンピック準備局との連絡調整
	健康安全部	感染症対策に係る総合調整、局内各部との連絡調整、食品・環境衛生等
	健康安全研究センター	感染症発生情報収集・発信、病原体検査
	医療政策部	外国人への医療提供体制整備、医療法等に関する諸調整
	保健政策部	保健所業務に関する諸調整
	都保健所	疫学調査、防疫措置、保健衛生指導等
	病院経営本部	都立病院等(感染症指定医療機関等)における対策に関する諸調整
	警視庁	感染症対策の実施に係る協力
東京消防庁	一類感染症等の患者発生時における患者の移送業務に係る協力	
関係機関	特別区・保健所設置市	疫学調査、防疫措置、保健衛生指導等
	東京 2020 組織委員会	国、都、大会関係施設等との連絡調整
	厚生労働省	各省庁、WHO 等との連絡調整
	国立感染症研究所	全国の感染症発生情報の収集・提供
	検疫所	空港等における検査、海外情報の提供等
東京都医師会	都内医療関係者への情報提供、諸調整	

※ 関係部署・機関については、今後、東京 2020 大会に向けた準備・検討を進める中で必要に応じて追加していく。

2.2 大会期間中に設置される組織等

- **メディカル・ファンクショナル・コーディネーション・センター(MFCC)**

東京 2020 組織委員会内における医療衛生関係業務の統括・調整を行う。

- **大会指定病院**

大会期間中、入院、手術が必要となる大会関係者を受け入れる後方病院。東京 2020 組織委員会があらかじめ指定する。

- **選手村総合診療所(ポリクリニック)**

選手村内に設置し、主に選手・役員等に医療を提供する。

2.3 通常時の体制

- **情報の集約・還元**

都内の感染症の発生状況及び対策の実施状況については、都が情報を集約し、庁内関係部署及び区市保健所に還元する。

また、厚生労働省、国立感染症研究所、東京検疫所及び東京都医師会等の関係機関へも情報提供を行う。

さらに、都民等に対し、感染症の発生状況や基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供を行う。特に注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表を行い、注意喚起を実施する。

- **大会関係施設等への情報提供**

東京 2020 組織委員会及び大会関係施設への感染症の発生状況等の情報提供については、都市オペレーションセンターから MOC に提供する。

- **選手村等での感染症発生時における関係機関の連携**

選手村等の大会関係施設において感染症が発生した場合には、東京 2020 組織委員会、東京都、区市保健所等の関係機関が連携して、感染症の拡大防止と患者への適切な医療の提供に必要な取組を行う。

2.4 リスク評価

- 感染症の発生状況について、情報集約・分析の後、必要に応じて専門家への意見照会を行い、危機的事態への該当の有無を含めリスク評価を行う。

2.5 危機的事態発生時の対応体制

- 各部署における追加的対策等の実施

庁内関係各部署及び区市保健所は、それぞれ基本的な対策を実施しつつ、情報収集や、感染症の発生・拡大による被害拡大を踏まえた対応策を検討し、追加的な対策を実施する。

- 被害状況・対策の実施状況等の情報共有等

感染症の発生状況及び被害状況、対策の実施状況等の情報は、都市オペレーションセンターにおいて関係各局で共有する。

また、東京 2020 組織委員会及び大会関係施設に対しても、都市オペレーションセンターから MOC を通じて情報提供を行う。

- 都民等への情報提供

都民等に対し、感染症の発生状況や基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供を行う。注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表、ツイッター等での発信を行い、注意喚起を実施する。

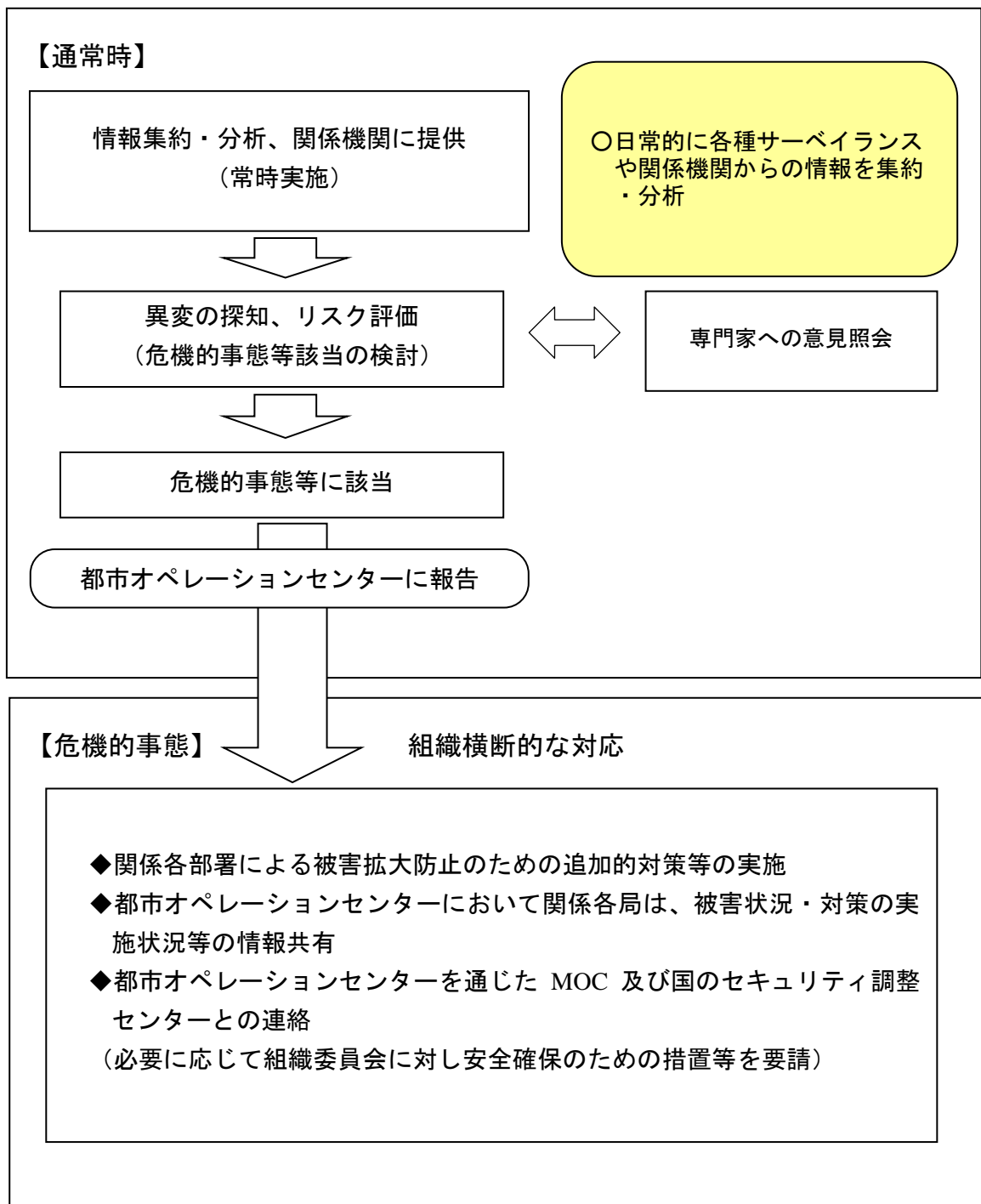
- 安全確保のための措置の要請

東京都は、危機的事態等の発生時において必要な場合には、都市オペレーションセンターから MOC を通じて東京 2020 組織委員会に対し、選手、大会関係者、観客及び地域住民等の安全確保のための中止や順延等の措置をとること等について、決定のための判断材料となる情報提供や意見具申・要請を行う。

※ 大会運営に関する判断等

競技の一部中止や順延等の東京 2020 大会運営に関する決定は、東京 2020 組織委員会が行う。

【通常時と危機的事態の対応の流れ】



3. 東京 2020 大会に向けた取組

3.1 大会開催に伴うリスク

- 大会期間中には国内外からの人や物資の往来が増え、競技会場周辺や繁華街等を中心に通常時よりも多くの人が集まることから、様々な感染症が発生・拡大するリスクが高まる。
- 以下のような感染症の発生時には、危機的事態に繋がるリスクがより高くなると考えられる。

重篤タイプ：り患した場合に重症・重篤となる感染症の発生

＜留意点＞ 早期探知、厳格なまん延防止、専門的医療による重症化防止が必要

急速拡大タイプ：感染力が強く急速に広がるおそれのある感染症の発生

＜留意点＞ 患者への指導・行動自粛要請、感染予防策の周知が必要

希少タイプ：国内発生がない又は稀で、診断・治療が難しい感染症の発生

＜留意点＞ 国内では情報が十分に浸透しておらず、最新の情報を医療機関等に周知することが必要

- 選手村、大会指定病院、ポリクリニック等の大会関係施設が設置されることも大会期間中における特殊な状況の一つであり、これらの施設における感染症対策が適切に講じられるようにすることも課題である。

3.2 課題整理の考え方

- 感染症対策における基本的な対応は、早期に発生を探知し(サーベイランス)、感染症(病原体)を特定して(病原体検査)、感染症の特徴に応じた拡大防止策を迅速に行い(疫学調査・保健指導等)、また、感染した患者の重症化防止や早期回復を図ること(医療提供)であり、被害を限局化・限定化することを企図して体制が整えられている。
- 大会期間中においても、これらを確実に実施することが、対策の鍵となる。

<別表1>

感染症対策における基本的な対応

取組	概要		備考
サーベイランス	感染症発生状況の把握	感染症発生に関する情報を医療機関等から常時系統的に収集して、発生の有無、状況等を監視するとともに、情報を解析し、還元する	(例) ・感染症発生動向調査(患者・病原体サーベイランス) ・救急搬送サーベイランス 等
病原体検査	対策に必要な病原体等検査	行政による対策実施に必要となる、医療機関では困難な疾患の特定や病原体の確認等の検査を行う	(例) ・疫学調査において実施する疾患特定のための検査 等
疫学調査	原因究明や二次感染防止のための調査等	感染症患者発生時に、保健所が、対策に必要な情報(原因の推定、接触者の有無等)を患者等から得るための調査を行う	・患者やその接触者等に対する療養や二次感染防止のための「保健指導」を含む。
医療提供	感染症医療の提供	感染症患者に対して、重症化防止・早期回復や感染拡大防止を図るために、適切な医療提供を行う	(例) ・感染症指定医療機関等における医療提供 ・一般医療機関への診断に必要な情報の提供 等
その他	予防やまん延防止のための各種取組	感染症の予防やまん延防止のための上記以外の取組	(例) ・都民等への普及啓発、情報発信、相談対応 等

- 感染症対策を考える上では、大会開催に伴うリスクを踏まえ、大会期間中における「危機的事態の発生回避」及び「危機的事態発生時の被害拡大を防止」のための課題について、それぞれ抽出し、対応策を整理することが必要であり、別表2及び別表3のとおり課題と対応策を整理する。

【課題整理に当たっての視点】

- ・リスクマネジメント
危機的事態につながる要因(=リスク)を抽出し、その軽減、回避を図る。
- ・クライシスマネジメント
危機的事態(=クライシス)発生時において被害の最小化を図る。

3.3 危機的事態回避のための課題と対応策（リスクマネジメント）

- 大会期間中において、感染症対策における基本的な対応体制が十分に機能しないことに繋がる要因を危機回避のための課題として抽出し、そのための対策を進めていく。

別表2 リスクマネジメント上の課題と対応策

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
サーベイランス	○	○	○	・ 海外及び他自治体における感染症の発生・流行状況の把握	○ 国立感染症研究所において集約を行う海外・他自治体情報を随時把握し、都感染症情報センターホームページで情報提供 ○ アジア感染症対策プロジェクトのネットワークを活用し、海外都市の感染症情報を把握 ○ 注意が必要な情報については、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 訪日外国人及び海外渡航者の感染症患者発生の確実な把握	○ 感染症が疑われる外国人の医療機関受診のための多言語対応ガイドブックを観光情報センター、宿泊施設等に配布 ○ 海外渡航者向け感染症予防ガイドブックを配布し、帰国後の体調不良時の注意事項・早期受診の重要性を周知 ○ 患者発生届に海外渡航歴等の記載欄を設け、診察時における渡航歴確認を徹底	福祉保健局（感染症対策課）
			○	・ 蚊媒介感染症の早期探知	○ 蚊媒介感染症の発生の早期探知のため、夏期を中心にデング熱等の媒介蚊サーベイランスを実施	福祉保健局（感染症対策課、環境保健衛生課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設における感染症発生の早期探知	○ 大会指定病院等において、感染症法に定める届出対象疾患及び感染症の可能性のある症候群のサーベイランスを実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、大会指定病院等
	○	○	○	・ サーベイランス情報の共有・公開	○ 各種サーベイランスの結果については、感染症情報センターホームページ上で公開するとともに、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
病原体 検査	○		○	・ 国内での発生が稀又は診断が困難な感染症の診断のための検査	○重篤性の高い感染症や早期の拡大防止対策が必要な感染症については、感染症「疑い例」について行政検査を実施 ○大会関係施設等において感染症が疑われる重症例が発生し、原因の特定が困難な場合、不明疾患検査を実施 ○検査対象疾患、実施基準、手順・手続については、保健所及び大会関係施設等に事前に周知	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所、大会関係施設
		○		・ 大規模発生時における検査需要の増大への対応	○実施可能な規模を勘案し、サンプリング検査に切り替え、検査件数を制限	福祉保健局（健安研センター）
疫学調査	○	○	○	・ 外国人患者に対する円滑な調査の実施	○疫学調査等支援ツール（外国語に対応したモバイルツール）を活用し調査を実施	福祉保健局（感染症対策課）、保健所
		○		・ 複数事案同時発生時の調査体制の確保	○「感染症流行時における所内支援体制」を参考とし、各保健所において実施体制を確保	保健所
	○	○	○	・ 広域発生時の情報整理・共有	○福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）において迅速に情報を整理・分析し、各保健所及び関係機関と情報を共有	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 選手村・競技会場内での調査等	○選手村等において調査を実施する場合の手順・手続、事前の関係者登録等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認 ○調査結果については、個人情報に配慮しつつ、まん延防止の観点から必要な範囲内の情報を関係者間で共有	福祉保健局（感染症対策課）、M F C C、管轄保健所
	○	○		・ 外国人患者等に対する円滑な保健指導の実施	○疫学調査等支援ツール（外国語に対応したモバイルツール）を活用し保健指導を実施	福祉保健局（感染症対策課）、保健所

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
疫学調査	○	○	○	・ 多種多様な感染症への対応	○「東京都感染症マニュアル」を改定し、新たに海外で脅威となっている感染症の情報や、最新の医学的知見、法的対応等を整理して掲載 ○実地疫学調査研修等を通じて各保健所担当者に周知 ○疫学調査等支援ツールの内容にも改定内容を反映	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
	○	○	○	・ 選手・大会関係者への保健指導の実施、情報の周知	○選手・大会関係者に保健指導を実施する場合や注意事項等の周知を図る場合の手順・手続、事前の関係者登録等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認	福祉保健局（感染症対策課）、選手村関係部門（ポリクリニック、M F C C 等）、管轄保健所
医療提供	○	○	○	・ 診断のための情報・検査体制の周知等	○海外・他自治体での感染症発生など注意が必要な情報や各種サーベイランス結果については、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示 ○感染症「疑い例」に対する行政検査の対象疾患、実施基準、手順等についても、医療機関向けホームページに掲載 ○国内で発生が稀な蚊媒介感染症の診断・治療のための医療機関向け研修会や海外派遣研修報告会等を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 外国人旅行者等の円滑な受診	○感染症が疑われる外国人の医療機関受診のための多言語対応ガイドブックを観光情報センター、宿泊施設等に配布	福祉保健局（感染症対策課）
	○	○	○		○宿泊施設に対し、感染症発生時における緊急対応の方法等を分かりやすく説明したリーフレットを配布し、受診を誘導	福祉保健局（感染症対策課）
			○	・ 専門的な診断・治療が必要な場合の医療機関情報	○蚊媒介感染症について、専門医等による診断・治療が必要な場合の専門的医療機関の情報を医療機関向けホームページにおいて提供	福祉保健局（感染症対策課）

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
医療提供	○			・ 一類感染症等の患者の診療時・移送時における感染防御	○感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、患者搬送事業者等に感染防護具を配備するとともに、定期的な訓練を実施 ○一類感染症患者（疑似症を含む）発生時の感染症指定医療機関への移送に備え、専用車両・各種アイソレーターを整備 ○新型インフルエンザ発生時に感染症診療協力医療機関等に感染防護具等の資器材を迅速に提供できるよう体制整備	福祉保健局（感染症対策課）、東京消防庁、感染症指定医療機関等
		○		・ 医療施設での組織的な感染症対応体制の構築	○医療施設内での感染症対策研修用の教材を感染症診療協力病院等に配布し、各施設における組織的な対応体制の構築を支援	福祉保健局（感染症対策課、医療政策部）
	○			・ 一類感染症等発生時における一部の医療機関への集中回避等	○一類感染症等対応連絡協議会において、患者受入時の連絡、情報共有の方法等を整理し明確化	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関、保健所、東京消防庁、検疫所
		○	○	・ 大規模流行時における一般医療機関での適切な診療の確保	○厚生労働省と緊密に連絡をとり、当該感染症の診断・治療に係る医師向け情報を迅速に整理し、医療機関向けホームページにおいて情報提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設との連絡体制の確保	○組織委員会等の関係者との調整を踏まえ、大会指定病院等と緊急時に連絡を行うための体制を確保	福祉保健局（感染症対策課）、大会指定病院等、保健所、MFCC
	○			・ 大会指定病院等における一類感染症患者発生時の対応	○感染症法に基づく入院勧告・移送を実施する場合の手順・手続等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認	福祉保健局（感染症対策課）、大会指定病院、保健所、感染症指定医療機関、東京消防庁、MFCC
	○			・ 患者移送事案の複数同時発生時の対応	○一類感染症発生時の患者搬送専用車両を整備 ○新型インフルエンザ発生時の患者移送について、民間搬送事業者等と協定締結	福祉保健局（感染症対策課）、東京消防庁等

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
その他	○	○	○	・ 感染症の発生状況・基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供	○都民や旅行者が必要とする正しい情報を容易に入手できるよう、簡潔な概略説明・FAQ等を作成し、都感染症情報センターホームページで情報提供（外国人向けに多言語での情報提供も実施） ○注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表を行い、注意喚起を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 感染症の発生・まん延防止のための対策の理解促進	○蚊媒介感染症の発生防止のため、「蚊の発生防止強化月間」において重点的な広報や講習会等を実施 ○東京都新型インフルエンザ情報サイトの啓発用動画により、正しい手洗いの方法等を周知	福祉保健局（環境保健衛生課、感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 海外渡航者への注意喚起（海外からの感染症の侵入防止）	○海外渡航者向け感染症予防ガイドブックを旅行代理店等を通じて配布し、海外での感染症の予防、帰国後の体調確認や受診等に関する注意事項を周知	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 宿泊施設における感染症発生時の適切な対応の確保	○宿泊事業者を対象とし、感染症発生時に受診誘導、保健所への相談等の円滑な実施を支援	福祉保健局（感染症対策課）、保健所
		○		・ 職域における感染症対策の推進	○「職場で始める感染症対策プロジェクト」により、企業内研修の実施や職場での感染症発生時の対応策の準備等を支援	福祉保健局（感染症対策課）
	○			・ 患者の遺体搬送時の安全確保	○一類感染症患者死亡時においては、感染防止資器材を整備するとともに、関係機関・事業者との協定締結、訓練の実施等により、万全な感染防止対策のもと遺体搬送・火葬を実施	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関、保健所等
	○	○	○	・ 組織委員会等への定期報告	○都内における感染症の発生状況（症候群のサーベイランスを含む）についての定期報告（デイリーレポート）について、組織委員会と調整の上、内容・頻度、報告方法を明確化 ○M F C C及び関係機関への報告方法を事前に明確化	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、オリパラ局等

3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策（クライシスマネジメント）

- 危機的事態においては、状況に応じて追加的な対策の実施、関係機関への要請、都民等への協力の呼びかけ等が必要となると考えられ、そのための体制整備や準備を進めていく。
- 危機的事態における対策は、組織横断的な対応が必要となるものであるため、危機発生時に速やかに体制を構築できるよう、情報共有・意思伝達の方法、判断が必要な事項の整理、東京 2020 組織委員会や国等の関係機関との連絡体制について整理する。

別表3 クライシスマネジメント上の課題と対応策

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
サーベイランス	○	○	○	・ 患者発生状況の把握	○患者発生届の速やかな提出の徹底、発生状況の迅速還元 ○医療機関向けホームページにおいて当該感染症の診断のための情報を提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 組織委員会等への報告	○患者発生状況を整理し、大会運営への影響の可能性を含め、MFCC（又はMOC）に適宜、情報提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
病原体検査	○		○	・ 大規模発生等に備えた検査体制の確保	○蚊媒介感染症の国内感染発生や、新型インフルエンザの発生に備えた検査試薬の確保・備蓄	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○		○	・ 重篤性の高い感染症等の検査需要増大時の対応	○重篤性の高い感染症等に関する検査需要の増大により、全例対応が困難となった場合には、り患した場合に重篤となるリスクの高い対象者を優先し、限定的に検査を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
		○		・ 感染力の強い感染症の検査需要増大時の対応	○感染力の強い感染症に関する検査需要の増大により、全例対応が困難となった場合には、検査可能な規模を勘案しサンプリング検査に切替え、限定的に検査を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
疫学調査		○		・ 調査情報の迅速な集約・分析	○疫学調査の報告方法（書式等）を簡略化するなどにより、情報を効率的にまとめ、迅速に集計・分析 ○「東京都感染症対策の手引」、「疫学調査等支援ツール」にも参考書式をあらかじめ掲載	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
			○	・ 蚊媒介感染症国内発生時の推定感染地の特定	○疫学調査情報をもとに「蚊媒介感染症感染地推定システム」を活用して、媒介蚊発生の可能性の高いハイリスク地点を特定し、都感染症情報センターホームページで情報提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
	○			・ 発生状況等に応じた感染防護具の提供	○一類感染症等の発生に備え配備している感染防護具の状況も踏まえ、配備計画を策定し円滑に提供	福祉保健局（感染症対策課）、保健所
	○	○	○	・ 集中的発生時の調査体制確保	○「感染症流行時における所内支援体制」を参考とし、各保健所において実施体制を確保	保健所、福祉保健局（保健政策課、感染症対策課）
			○	・ 個々の患者への保健指導の徹底	○疫学調査等支援ツールの保健指導内容、当該感染症の概略説明資料等の多言語翻訳版を、医療機関向けホームページに掲載し、医療機関での患者への保健指導を依頼	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、医療機関
	○	○	○	・ 大会関係施設での保健指導（選手・大会関係者への指導）	○疫学調査等支援ツールの保健指導内容、当該感染症の概略説明資料等の多言語翻訳版により、M F C C（又はM O C）を通じ、選手・大会関係者への保健指導を依頼	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、M F C C等

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
医療提供	○			・ 感染症指定医療機関における患者受入状況・能力の把握	○ 感染症指定医療機関の患者受入状況等を把握する仕組みを構築し、円滑な受入調整を実施	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関
	○			・ 発生状況等に応じた感染防護具提供	○ 新型インフルエンザ発生時には、感染症診療協力医療機関等に感染防護具を提供	福祉保健局（感染症対策課）
その他	○	○	○	・ 感染症の発生状況・基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供	○ 都民や旅行者が必要とする正しい情報を容易に入手できるよう、簡潔な概略説明・FAQ等を作成し、都感染症情報センターホームページで情報提供（外国人向けに多言語での情報提供も実施） ○ 注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表、ツイッター等での発信を行い、注意喚起を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設への情報提供等（選手・大会関係者への周知等）	○ 当該感染症の概略説明資料、疫学調査等支援ツールの保健指導内容等の多言語翻訳版を、MFCC（又はMOC）に提供し、選手・大会関係者への周知を依頼	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、MFCC等
			○	・ 蚊媒介感染症の国内感染発生時の対策支援	○ 国内感染発生時において、薬剤備蓄や蚊の駆除に関する協定締結団体と連携して、区市町村や施設管理者が実施する対策を支援	福祉保健局（環境保健衛生課）、区市町村
	○			・ 一類感染症患者の死亡例が多数となった場合の対応	○ 関係機関・事業者と協力し、万全な感染防止対策を図りつつ、可能な限り速やかな遺体搬送・火葬を実施するとともに、周辺自治体への協力要請等を検討	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関、保健所等
	○	○	○	・ 必要時における組織横断的危機管理体制への速やかな移行	○ 危機的事態発生の判断基準、手続、手順等を明確化し、関係者において共有	福祉保健局、総務局、オリパラ局

※ (参考)感染症法による疾患類型

類型	感染症名等	性格	主な対応・措置
一類	エボラ出血熱、南米出血熱、マールブルグ熱、ラッサ熱等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	原則入院
二類	重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	状況に応じて入院
三類	細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起しうる感染症	特定職種への就業制限
四類	ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱等	ヒトからヒトへの感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染する。	
五類	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、風しん、麻しん等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって発生・拡大を防止すべき感染症	感染症発生状況の収集・分析とその結果の公開、提供
指定感染症	政令で一年以内の期間に限りで指定された感染症 (※現在は該当なし)	既知の感染症のうち上記一～三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	一～三類感染症に準じた入院対応を実施
新感染症	(当初：所見不明) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導、助言を得て個別に応急対応する感染症 (要件指定後：所見特定) 政令で症状などの要件を指定した後に、一類感染症と同様の扱いをする感染症 (※現在は該当なし)	ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その感染力及びり患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症	(当初) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別の応急対応 (政令指定後) 政令で症状等の要件指定後、一類感染症に準じた対応
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	状況に応じて入院

